

平成28年 第4回沼田町議会定例会 会議録

平成28年12月15日(木)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田勲	議員
	2番	津川均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯聡	議員	5番	久保元宏	議員
	6番	長原誠	議員	7番	鵜野範之	議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場守	議員

2. 欠席議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	教育長	吉田憲司	君
監査委員	金子幸保	君	農業委員会長	山岡禎弘	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室次長	春山顕一	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	嶋田英樹	君	建設課長	中野栄治	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	森田秀幸	君	会計管理者	篠原毅	君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次長 浅野信行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三浦剛 君 書記 林亮太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	決算特別委員会決算審査報告（認定第2号）
	決算特別委員会決算審査報告（認定第3号）
	総務民教常任委員会所管事務調査報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第88号	沼田町農業委員会の委員の定数に関する条例について
議案第89号	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第90号	沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第91号	平成28年度沼田町一般会計補正予算について
議案第92号	平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第93号	平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第94号	平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第95号	平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第96号	平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第97号	平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第98号	平成28年度沼田町水道事業会計補正予算について
陳情第2号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第3号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情について
陳情第4号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第5号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第6号	大雨災害に関する意見書提出を求める陳情について

- 陳情第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書提出を求める陳情について
- 陳情第8号 JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書提出を求める陳情について
- 議案第99号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 意見案第6号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）について
- 意見案第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について
- 意見案第8号 大雨災害に関する意見書（案）について
- 意見案第9号 JR北海道への経営支援を求める意見書（案）について
- 意見案第10号 JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）おはようございます。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成28年第4回沼田町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、小峯議員、5番、久保議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。平成28年第4回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。去る12月8日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算審査報告2件、委員会報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して7人12件、教育長に対して2人2件、更に条例の制定及び改正3件、平成28年度補正予算8件、この外、議長に提出されました陳情8件の内、7件を上程すべきものとして意見の一致を見たところでございます。

以上、付議案件全般について審議致しました結果、今定例会の会期は、本日15日から16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げます、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から16日までの2日間に致したいと思っております。

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日までの2日間に決しました。

(諸般報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、及び例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(決算特別委員会 決算審査報告(認定第2号))

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、決算特別委員会、決算審査報告、認定第2号を議題と致します。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

(大沼 恒雄委員長 登壇)

○委員長（大沼恒雄委員長）決算特別委員会の決算審査報告を申し上げます。平成28年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告致します。

(以下、決算審査報告書を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定とするものとするものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(決算特別委員会 決算審査報告(認定第3号))

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、決算特別委員会、決算審査報告、認定第3号を議題と致します。委員長の報告を求めます。大沼委員長。

(大沼 恒雄委員長 登壇)

○委員長（大沼恒雄委員長）決算特別委員会の決算審査報告を申し上げます。平成28年第3回沼田町議会定例会において付託された案件について審査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告致します。

(以下、決算審査報告書を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。本決算に対する委員長の報告は意見を付し、認定するものです。お諮り致します。本決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

(総務民教常任委員会所管事務調査報告)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第6、総務民教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保 元宏委員長 登壇)

○委員長(久保元宏委員長) 平成28年12月15日、沼田町議会議長、渡邊敏昭様。総務民教常任委員会、委員長、久保元宏。総務民教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

(以下、調査報告書を朗読)

○議長(渡邊敏昭議長) 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理することに決しました。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(金平町長 登壇)

○町長(金平嘉則町長) 皆さんおはようございます。平成28年第4回定例会を招集申しあげましたところ、御多用にも関わらず全議員の出席を賜りましたことにまずもって御礼を申しあげます。では、一般行政報告を申しあげます。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長(渡邊敏昭議長) 次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長(吉田憲司教育長) 続きまして、教育行政報告を申しあげます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長(渡邊敏昭議長) 以上で行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。

議員各位は10時50分より全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まり下さい。なお、再開は午後1時と致します。

10時39分 休憩

13時00分 再開

(一般質問)

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。日程第8、一般質問を行います。始めに町長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。8番、杉本議員。コンパクトエコタウン構想に対応した市街交通路線の整備はについて質問してください。

○8番（杉本邦雄議員）8番、杉本です。議運の委員長から20分以内にという事ですから、一般質問通告書はあまり読まない様にして質問したいと思います。まあコンパクトエコタウンという事で、先ほど議員同士で私英語わかりませんからエコってというのはなんだと言ったら、効率のいいと、経済的に効果のあると、そういう様な意味だそうです。効率のいいタウンを、町を構想に色々と今原案を練っておられると思います。その中で市街の交通路線、これが275号があることによって、これで中々あの信号が町の中に4つも5つもあるという事やら、踏切があったり。まあ私もあの農民協で14年間冬の期間、農協に通いました。本当に町の中に来て、車がストップばかりしてるので、まあ遅れて書記長に何回も怒られましたけども、まああの私もこういう事を考えるとね、もうちょっとその3千人の町、恐らくあの沼田町を構成したのは1万人の町の時代にこういう町を構成して、その時はね、車社会でなかったんですね。まあ馬車か馬そりか自転車かっていう時代でした。自動車が発達してきてどうしたらいいかということになると、もう少しね、町の中の交通帯を整備をされてね、特にあの今新しく商業中核施設ができます。まあその時にここに書いてありますけどね、まああの私が深川行く時は中山道、これがかなり整備されました。更に深川・留萌の高速道路、これも高速に乗って深川・メム・一己あそこに降りればね、すぐ深川行けますし、留萌にも行けます。更にあの旭川行く時は湯内トンネルがありますし、北空知農道ができてね、まああの私のところからどこ行くのにしても40分以内に行けます。ということで、今の若い人達がね、どんどんそのそういった交通便の良い所を利用してね、町外出て購買・観光・遊びこれらにあの行ってる訳ですね。これを10年後、20年後考えると、どうだっということになるんですね。今中核施設を建てたけども、10年後の構想がすっかり変わってしまうという可能性もあるんですね。そういった事を考えますと、もう少しね、275、本当にこれだけ信号いるのかなっていう感じも私しております。まあしかしながら、安全安心な町という事もありますし、学校の子ども達もおります。どう

してこんな発想が出たかという、さっき言った農民協の通勤のこと。それともう一つはあの私バス、デマンドバス、それから自動車学校の方とも色々お話しさせていただきますと、本当にあの275を通ると走りづらいので、中道路を走った方がずっと早いと。だからもう信号のところ走らないんだという、そういう話がね、町の人からも聞きますし、我々地方から、地方って言ったら変ですけども、東部から来る人は特にそんな辛い思いをしております。まあそういった事でもっとね、エコタウンらしいスムーズなあの交通帯、これをお願いしたいと。なんか決算委員会でこれを出したものですから、既に275号の信号は何と言うか効率的に走れる様に信号を整備したという話も聞きますけども、もっとあの時間が赤の時間・青の時間も全部長いのかね。よくわかんないけども、そういう話も聞きます。そういった事で、流れの良い連続信号やら手押し信号、そういった者を整備してね、もっとあの町に入りやすい、またあの中核施設行っても帰りもね良くなったという様な印象を与える様な整備をしていただきたいと。それから2番目にはあの高規格道路に並行する275号線ですね。これ私あのこれで質問するの3回目なんですね。議員になった時が平成7年ですから、平成7年の時にこの質問をしました。更に11年に町長が変わりまして、1回質問しました。いずれも町の方が反対していると。当時あの平成7年は5千人の人口ありましたし、平成11年は4千5百人ぐらいおりました。まあそういった意味で町の商店街の皆さん方はね、ちょっと保守的になって275号が町を通ればどんどんその消費者が買い物してくれるという様な感覚があったかもしれませんが、今この時期になって考えてみますと、ほとんどがね、買い物はしないで、どこで買い物するかと言うと、多度志のコンビニなんですね。旭川から留萌行くのに、道の駅はありません。だから多度志のコンビニ行って、しばらくおっっておれば、まあ朝は特に沢山止まりますし、昼もまた夜もね、あの限りなく人が車が止まっております。まあそういった事で、やっぱりあの走る人はそういう休憩所も必要なんだろうと思うけども、もうちょっとスムーズに走っていきたくて。沼田の町で大型を止めてね、買い物するにはちょっとまあ特殊な職業の方はわかりませんが、まあそういう事は中々ないだろうと。そういう事を考えますと、275号の新道をね、やっぱりあの考えた方がいいんでないかと。これはあの開発局が恐らく沼田の町は古い町だから新しい新道を作ってね、もっとスムーズに275走らそうとして開発局は考えたと思うんです。当時あの平成7年の時にはその青写真ができて、カラーでね、できたやつ私見せていただきました。そんな発想の中からそういうものがないかという事で質問した経過があります。まあそれと併せてね、南町の観光産業開発これは次にも続きますからこれちょっとあと置いて、今の市街地の交通路線の275号の関係、それから新道に対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。今あの杉本議員が仰るですね、やっぱりあの町の街並みっていうかですね、昔の人口いた時と確かに変わってることは私も思います。特にあの東部から町に来る場合ですね、今言ったように信号が6ヶ所ぐらいあって、そして尚且つ踏切があると。まあ多分東部から町に入るのが多分その多いかなっていう風に気がしてるところでございます。まああのその一方ですね、やっぱりあのこれあの今議員も仰いましたけど、交通安全のっていうかその住民の安全安心を守らなきゃいけないという事もあるってですね、これはどっちを優先させるかっていう風に大きな問題かなという風に思っております。確かにだからまあ今後の事を考えて、その辺をやっぱりある程度見直さなきゃいけないと思いますけども、これは大きな問題なのかなという風に考えているところでございます。ですからまあそういった意味で、まあその今回議員が仰ったその田島公園のどこからですね、Aコープまでのルートですね、内の職員があので走ってみました。それであのまますぐ275を来てですね、役場の前を回って農協を入った場合には、多分平均で大体1分56秒ぐらい。それであと飯田さんのところで曲がって商工会に入っていく場合は1分44秒ぐらい。その手前の中山蕎麦屋さんのあそこの手押し信号から入って商工会への観プラを回ってまた中通りを入った場合には1分33秒ぐらいと。ですからまあこれは平均ですから法定速度守っての話でございますから、大体まあ一番長い時と短い時では、23秒ぐらいの違いがあるという事でございます。ですからまあこれをどう捉えるかでございますけども、私はまあ現状としてはですよ、今の現状としてはこれはやっぱりこれを色々な信号を押しボタンにするとか、それから議員が仰ってるですねこの集中制御っていうのはですね、まあ警察に確認すると札幌の中心部と旭川の中心部で一部しかできなくてですね、沼田町ではそういう集中制御をっていうのはできないらしいです。まあそれは不可能だという事でございますから、あとそれからまあそういう事を考えるとですね、やっぱりこれは今の275の流れで交通安全を考えるとですね、これをスピード化をして繋ぐとやっぱり交通事故の発生が懸念されるという事は、警察も懸念しているところでございますので、これあのやっぱり十分にですね、今後に向けてですね、どうしたらいいのか、地域の皆さんとも相談に、それから交通安全の色々な協会とか安協とか色々な方とやっぱり論議をまあしてですね、この例えば信号をなくすにしても地域の住民の皆さんの相違がなければ撤去はできませんし、なんかあったからまた設置してほしいってことはまた難しい話だという風に思います。ですからそういう事では、これは慎重にしなきゃいけないのかなという風に今考えているところでございます。2番目の質問でございますけども、275のバイパスの話でございます。まあさっき平成7年、私もあのここに商工会の関係者いないですけど、もっと前、バイパスの話はもっと

前かなという風に、元年ですか、かと思います。当時はやっぱりまあ時代と僕の平成元年頃はですね、人口も6千ぐらいあった時代ですからその中でバイパスすると市街地の中で問題があるという事で、当時の商工青年部の皆さんが反対運動を起こしてですね、バイパスの問題は一時取りやめになったという事は間違いのない話でございますけども、ですからそういった事も考えた時にですね、この今再度この275号をバイパス化する話はまあ現状ご存じの様にですね、旭町の道路も整備されています。それから今五ヶ山橋も3年間計画で今架け替え工事を入っています。まあそういう事考えると、国はまあ改めてここで大きな投資をするかどうかというのは、やっぱり大きな問題かなという風に思っていますので、それを考えたら、それから今町の中で商業施設とか色々施設を造ってく中で、私共としては、まず町の中に賑わいのある関係でですね、やっぱりそういったバイパス化の話はここでまたちょっと大きな論議を呼ぶんでないかなという懸念をしているところでございますので、まあそれがやっぱり今後これらも含めてですね、もう少し議論が必要かなという風に考えているところでございます。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）まああの、早く行くとの信号通っていくので、23秒という話ありましたけども、まあこれは私達そんなあの感覚ではおりませんので、まああのスムーズに行けたらそれぐらいの違いということなのかもしれませんけども、もっと差があると思います。あとは275についてはね、まあ色々議論はあるけども、恐らく275が新道で通ればさ、町の中であれだけに信号いるかっていう事にも考えられると思うんだよね。だから総合的にまあエコタウンを目指して国の認定を受けるぐらいの町ですからね、もう少し知恵を出して本当にこれでいいのかどうかという事を考えていただきたいと。特にあの先ほど言いましたけど、若い人達が沼田町のこの交通面だけではないと思いますけどね、他所へ行ってしまうという事は、私も言って悪いですけども深川行くのと沼田行くのと同じ時間なんですね。そしたらどうするかっていう問題もあるんですよ。だからまあ特に共成・東予の人方はね、まあ走ってみればわかると思いますけども、毎日の生活の中でね、そういう事を頭に入っちゃうと、どうしようかと言う事がありますので、まあこれはあの答弁ありましたけども、ちょっとあの大きなテーマになるかと思いますので、町民の皆さんとはよく検討されてね、やっていただきたいと思います。これ要望で、あと次いっていいかい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次のへ、はい。

○8番（杉本邦雄議員）次はあのふるさと資料館の内部展示・資料保全や活用方法という事で、あと5分しかなくなっただけです。まあこれはね、本当にあ

の長らく休館してますし、傷みが激しくなっていると。そしてもうあの入り口の方から雨漏りがしているという話が聞いております。まあそうなりますと徐々にね、中の方の貴重な物が濡れてしまうと、まあ将来永久にごみになっちゃうという事がありますし、この建物自体もね、昭和59年に奈良県の正倉院の校倉造を手本にね、3億近くかけて中には3千5百点余りの展示をされてるといって貴重なその町の財産だと思うんですね。この財産をどうやって利用するかという事で、まああの3回目の定例会の時に、教育長から報告がありました。今後、報告の中では貴重な資料ですからまあ十分ではないけども、展示を拡充していきたい、充実していきたいという事で、ほたる学習館に展示をしておられます。この場合はね、恐らくまあ大改装というのか、そんな事をしないで保存だけという事の考え方であると思うんですが、それにしてもね、まああの雨漏りする様な状態じゃうまくないということでもありますので、まあ財政負担になるという事でもありますけども、コーティングするなり、ペンキ塗るなりなにかね、雨漏りだけは防ぐと。まあ解体も考えているのかわかりませんが、まあその辺も聞かせていただきたいと思います。それともう一つはそのほたる学習館の方に展示をしているということなんですけども、なんせスペースがないものですから、委員会で研修ちょっと視察行った時に見させていただきました。確かに少しスペースは増やして~にやっております。しかしながらその学習室というのがあって、その奥に雪の研修室ね、あるんですね。これらについては、それ以上行ってくれるなど。特にあの雪の研修室、これは媚山先生がね、雪氷の研究をするということで、15年ぐらい前に1,500万かけてこれあの沼田の予算でやっておりますから恐らく補助金もらってないので、自由に改装できると思うんですけども、この2つをね、開放して、物置でなくて開放してね、そして資料を展示すると。これはあのできることなんです。まああとやる気ないかどうかという問題で、前の決算委員会にも課長に聞いたんですけども、ここ5年間の使った使われないかと、いや使ってませんと。恐らく15年間全部出したら先の2、3年しか使ってないと思うんだよね。ただ物置になってるんです。それはやっぱりね、そういった空き部屋を利用して、やっぱり展示をしてね、貴重な資料を学習に活かすとかね、そういう方向にいったほうがいいという事で、この点についてお伺いをしたい。それから先ほど275の新道の関係ともあるんですけども、南町の開発の中で将来やっぱり資料館を何て言うんですか活かしていくという考え方が必要だと私思うんですね。取り壊すという事であればまた話は別です。更にあのできればね、委員会で化石の研究をしてる中で沼田にも化石館があったらいいなという話。或いは道の駅がほしいという事で、私からあの20何年間の議会の中では、5、6人の方が道の駅はどうだという質問がありました。これも新道がないことによってね、恐らく実現しなかったのではないかなと思うんだよね。先ほど言ったように、留萌・旭川間に道

の駅がないと。深川のコンビニのところに止まっているという事を考えれば、そういったことができたはずなんだよね。でもまあこれは実現しませんけども、やっぱりあの長いスパンの考え方の中で、ここに書いてあります通りふるさと納税の企業版ですか、これを利用して少しずつ基金を貯めていく様な方法もう少し考えたらどうかなと。既に皆さんも御承知の様に夕張はニトリから10億を予約しております。そして5年間の毎年1億っていうのは、これ実現しております。インターネットで見ると全国的にまあ各県で3件、4件ずっとありますから、相当な数がこの企業版に取り組んでいるという事を考えられます。そういった事でね、そういった取り組みをしていくかどうか。そういう戦略は持てるかどうかと。そういう事をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。この件につきましては、教育長と町長と両方に質問が出されてますけども、教育施設の関連がありますので、先に教育長の方から答えたいと思います。教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）それでは前段の部分で私の方から回答させていただきたいと思います。まずふるさと資料館につきましては、今お話しにあった様に昭和59年に開設を致しております、今年で33年経過した建物でございます。当初は、沼田町農業資料館として開設しておりましたけれども、平成11年に農業資料館からふるさと資料館という事で、所管変えを致しまして、当時の産業課から教育委員会に移して現在に至っております。開設当初につきましては、臨時職員等を配置を致しまして夜高会館と併せて入館者の対応や周辺管理もやっていたんですけども、利用者の減少等によりまして、専属の臨時職員の配置を取りやめて町民会館の管理している職員が資料館に出向いていったという様な状況になっておりました。平成20年度あたりから消防の設備点検の方で消火設備ですとか、電気設備の関係で老朽化によりまして改善が指摘される様になりまして、また屋上ですとか屋根ですとか老朽化も目立ちまして、全ての改修をするとすると多額の費用がかかるという事が予想されてきました。一方ですけれども、入館者につきましては、年々減少しております、平成22年度では225名いた利用者でしたけれども、平成25年には年間で52名の入館者という事もありまして、消防からの改善の指摘箇所を整備できないまま開館を続けて入館者を入れるという事ができないという事で判断を致しまして、やむなく平成26年度から休館とさせていただいております。現在も資料館につきましては、雨漏り等という事でご指摘ありましたけれども、そこら辺の2ヶ所程雨漏りしている箇所がありましたので、確認を致しますと今のところ展示資料や保管している資料等には被害は出ておりませんが、今後どういう様な事になるかという事で心配致しましたので、危険箇所につきましてはビニールを引いて対応している状況になっております。町と致しましては現在、

公共施設の現状と今後の在り方について検討中でありまして、教育委員会と致しましても所管を致します、社会教育施設との今後の在り方について検討を致しております。その結果、ふるさと資料館につきましては、他の展示収蔵物を他の施設に移転をして、建物を取り壊すべきという事で検討結果を出させていただいております。既に炭鉱に関する展示物を移転しておりました幌新のほたる学習館には、本年ふるさと資料館の主要な展示物を移しまして、リニューアルオープンをしてございます。なお、それ以外の収蔵物につきましては、西町の柔剣道場を保管施設として考えておりまして、ふるさと資料館の展示物の移動先と致しましては、ほたる学習館と柔剣道場の二ヶ所と思っておりますが、先ほど申しました様に社会教育施設を含めた町全体の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画というものを今年度中に策定する予定になっておりまして、現在検討中であります。その結果を踏まえまして、判断されるものと思っておりますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。続けて町長。

○町長（金平嘉則町長）これあの私共もずっと毎年ですね、そのふるさと資料館どうするかっていうのは毎年話題になって、今直すか直さないかどうするかっていうのは本当にあの、直すんだったら多額の金を要しますし、その活用その後どうする、それをどうして活用するかっていうその後の展開もありますから、まあ中々結論が出ないままですけども、その公共施設の管理計画を作らなきゃいけない関係ですね、まあ一定の方向性は年度内に出してですね、また議会の皆さんにはご相談しなきゃいけないなという状況でございます。まあふるさと資料館につきましては、今の様にですね何とか貴重な資料でございますから、今言った形でほたる学習館にですね、一部動かしておりますけども、今言った議員が仰ったですね、雪の科学館の問題につきましてもこれもやっぱり今議員がご指摘の様に、長く使っていないという関係もあって、これはまああの媚山先生と早く早急に話をしてですね、解決しなきゃいけないかなという風に考えているところでございます。また、今その2番目の質問にあります、ふるさと納税制度を活かしてですね、この資料館をどうするとか、南町全体をどうするかっていう問題につきましてもまだまだ私共としては、論議がですね、熟度に達しておりませんが、まあ何とか経費のかからない様な形でですね、これを活かして後世に残すことは、我々としてやっぱり必要な仕事の一つかなという風に考えているところでございます。ですから今、教育委員会でも検討しましたけども、まあ柔剣道場も今使われてない状況の中ですね、まあそれらも含めて効率的なそして経費のかからない中での全体的な方向性をきちっと論議してですね、議会の方にまたご相談させていただいて、その中でまたご質問、ご協議をしていただきたいなという風に考えているところでございます。まあ275のバイパスの話それから道の駅の話も出ました。まあ議員さんの中では道の駅について

も前から町の中に作ったらいいでないかっていう議員さんの話もございますので、これも含めてですね、今行っている事業の継続として大きな検討材料にしていって論議をしていきたいという風に考えております。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）まああの中々金のかかる事業ですし、将来も色々検討しなきゃいけない事が沢山あるかと思っておりますので、まあこの件については十分にね、職員の中で検討していただきたいという事で終わります。次移っていいですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○8番（杉本邦雄議員）次にあの移住定住政策で事業所の求人募集支援に合わせた政策と。これ私もあのお仕事をお探しの方の町の入ってきたこれずっと4月から全部貯めたんですけど、20ぐらいになりました。これずっと見ていると、やっぱりあの毎回ね、20人から25人の、最初20人ぐらいでしたけど、最近25人に増えたりまた減ったりという事で、その季節によって大分違いますけども、中々その求めている業種のなんというか特殊性っていうのがあるんですか。特にあの医療・介護・福祉、これらの職場での自立まあとにかく人が集まってこないという様な悩みがある様です。これあの国の方も問題にしてね、またある自治体では介護とかね、そういう人は町が育てる様な方向でやってる。まあ沼田もそうしようという様な前回そういう話もありました。やっぱりあの事業所の方は、一所懸命事業を拡大したいとかね、色々考えてるんですけども、やっぱりあのそれに合った人が来ないと中々事業所が拡充できないっていうかね、思ったように仕事ができないと。そういう悩みを持っておられるんだと思うんですね。そこでね、政策誘導ということで、移住定住に対する人達に、やっぱりあの年数制限とかね、金額制限、まああのそういう風のを設けてね、家賃とかそういった支援をしてやると。そういうものをね、加えてやっていけば、事業者ももっと給料を払えるのかなと思ったり、まあ事業者も併せてそういったあの家賃支援なんかしていると思うんですけども、そういった事業者の困っているところ、十分ね、調べてね、あの2番目にも書いてありますけども、60パーセントはね、正社員として迎えたいという様なこのお知らせ版ですね。そういう風な事を見ますと、やっぱり沼田に定住してもらえる様な正社員ですからね、定住してもらえる様な要素も十分あると思うんですね。それらを勘案してそういう政策立案をできないかという提案ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの杉本議員が仰るとおりですね、これはあの私共の人口増加対策の本当大きな柱の中でですね、この仕事が先か住むところが先とか色々言う

中ですね、本当にあの沼田の企業さんの中では、今毎月の様にですね、毎月の様に今求人情報を流させていただいてます。一向に改善がされない状況の中でございまして、我々も本当にそれを今杉本議員が仰る様にですね、やっぱり政策誘導をして、町内に住んでいただく様、それから町内で働いていただく様な誘導をしなきゃいけないなという情は私も今感じているところでございます。まあそういった中で例えばあの今年ですけども、町内にまあアパートを建てる関係でですね、町内の事業所十数社にですね、まあ担当の職員が行ってですね、どれぐらいの従業員がいて町外から通ってるかっていうのを聞き取り調査させていただきました。まあ10数社の中でですね、244人の従業員がいて、半数121人が町外から通ってる。その内持家以外の方が80人いらっしゃる。まあ持家の方もいらっしゃいますから。その中で町内で住んでる可能性があるかと色々聞きましたらやっぱりその数は4・5世帯。でも、その中でですねやっぱり就学児童がいるとかですね、それから親と別居する意思がないとかですね、やっぱり親の将来の介護がとか、それから配偶者の仕事の関係という事がやっぱり沼田に来れないっていう理由をあげておりました。その中でもやっぱり何人かいらっしゃるの、まあ来年度ですね、来年アパートを民間の方によって建てる方向で今進んでおりますけども、まあそれと併せてですねやっぱり今言った様に企業が求める人材についてですね、まあ町内で働く為にそして沼田に住んでもらうっていう政策誘導は私共も必要だと思いますし、何だかの形で今町内の住宅のアパートのですね、まあ公営住宅は別として、例えばアパートは今5万5千円が標準の2LDKで5万5千円の家賃でございますから、それらを何とかですね、政策誘導の中で家賃補助できないかと今検討しているところでございます。そういう事も含めてですね、やはりあのこのやっぱり私共の人口を増やしてそれから企業の求める人材、そしてなんとかその求人がですね、埋まる様なことはやっぱりしなきゃいけないと思っております、まあその辺は町内企業さんとのやっぱり連携が必要かなという風に考えています。まあそういった意味で我々その辺でできるかどうかは別として何とか町内企業さんのまあ色々な意見はきちっとやっぱり聞かないといけないのかなという風に思っております、近々そういった会議なんかも開いてどうしたらその辺が企業のマッチングと我々の政策が合うかも含めてですね、きちっと論議をして政策として出せるものは出していきたいという風に考えているところでございます。

○8番（杉本邦雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）終わります。ちょっと時間がオーバーしたな。どうもすみません。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。次、議席5番、久保議員。国はJ

R北海道へ補助せよを道民運動にするべきだかを質問してください。

○5番（久保元宏議員）はい、5番、久保です。今朝も朝6時19分に真布からディーゼル車が出て、19分に恵比島を通過。逆か、恵比島を出て真布を通過して6時27分に沼田の駅を出て、そのディーゼル車に、今程あの移住定住の議論もありましたが、移住定住の議論をする前からあの職場がなくなってもJRを利用して町外に働きに行く方や、町外の学校に通う方が朝もやの中を汽笛を鳴らして深川方面に向かっていきました。列車は深川で止まりますが、その後にはまた更に旭川や札幌そして東京、日本中に繋がってます。この議論はやはりあの国単位で議論しなければいけませんし、特に高校生がいなくなった私たちの町は、15歳になった子ども達をJRを通して町外に送り出すと。労働力を育て、そしてその大切な労働力が町外の札幌の方や東京の方に利用されると。ですから我々は沼田町を守る為には、JRをどのようにするかという議論を始めなければいけないと私は考えております。そこで提出させていただいた、国はJR北海道へ補助せよという道民運動を是非町長を中心に行っていただきたいなと思って質問をさしあげます。まず第1番に金平町長は、深川市の山下市長が申してるJR路線網は全道的な議論が不足してるのに、個別にJRと一市町村が議論することに関しては、まだ時期尚早じゃないかと。協議会を設置することを拒否されてるってことに同調を示されておりますが、その経緯とその理由を説明をいただきたいと思えます。

2つ目、もし沼田町が道庁や国が動くまでそれまで政策を全くしないとのスタンスをとってしまえば、JRと沼田町との距離が開いてしまうと思えます。そのJR北海道と沼田町の間で距離が開いてしまった時に、政策を全く行えないことによって、不利益を被るのは沼田町民だと思えます。例えばあの地域とJRとの集客イベントや駅舎を清掃したりとか老朽土木建築物に対して沼田町ができる範囲の提供をするなど、まあJRと共に成長する街づくり的な連携の信頼関係をまずどのように生むかと。その様な事を担保しないで、距離だけおいてしまうと、非常に危険な状態になるのではないかと。このスタンスがあるなしに関わらず、金平町長が友好的にJR北海道を利活用していく、政策の準備があれば具体的にこの場で紹介をいただきたいと思えます。例えば、冒頭に高校生の話もしましたが、高校生のJRの利用率を上げる為に、朝27分出発のJRに間に合うように、沼田町内の駅から遠い北竜や東予などの全ての高校生の自宅からJR石狩沼田駅まで無料の町営バスを出すのはいかがでしょうか。高校のない町としてがんばる高校生とがんばるJRを既にあるインフラを活用して応援するのがこの場合適切ではないかと考えております。このように沼田町のアイデアをJRに呼びかけるべきだと思いますが、町長はいかがお考えですか。

3つ目に、沼田町にとってJR北海道がまあ敵であるという、そういう構図をと

ってしまうと、このような政策が構築しにくくなります。また、J R北海道が求める沼田町への負担を北海道に向けても、北海道も恐らく高橋知事も道議会もそのような政策資金に限界があるので、ここはやはり国に期待するのが筋だと考えるのですがいかがでしょうか。もしこの状況のスピード感がなければ、徐々にJ Rの利用率が下がり、沼田町民がJ R北海道に対する気持ちが引いていって、結果的に沼田町民側がJ R留萌線を諦めるという様なタイミングを待つてしまう様な結果にならないかと。その様な結果は必ずしも沼田町にとって利益を被る事ではないと考えております。また、国はJ R北海道が民営化した時に6,822億円の基金を与えて、それでもうこれからは民間だから自立してお前ら頑張れよと言ったと言いますが、当時はまだバブルで利率が高くて、運用益が500億円あったからその500億円を基金として活用するという様なそういう国のアドバイスでしたが、現在は利率も下がって正しくマイナス金利の時代で、270億円になってるので、少なくとも国がそのような理由で基金を与えたなら差額の230億円をJ R北海道に補助する、そういう義務があるのではないかと。また、高速道路に対して国が補助している様に同じ道である鉄道に対しても同等以上に、維持管理費は国の義務ではないかこの様な議論も正しく成り立つかと思えます。つまり、我々が議論すべきなのは、北海道やJ R北海道を敵に回してお前らもっと努力すれよという、そういう議論ではなくて、まず機運は国はJ R北海道へ補助せよと。そういう道民運動をスピード感を持って、アイデアを提出しながら進めていくべきだと思いますが、以上3点お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの簡潔に答えさせていただきます。まああの深川市の市長の発言もあります。私もあのまあこれは個別の協議っていうかその廃線を前提とした個別協議には、今入るべきではないという風には元々思っていましたから、たまたま深川市長とは別に話した訳ではございませんけども、やっぱりその辺の前段の入口の論議をきちっとしないとこれは前に進まないっていう私の判断でございますので、今後ともですね、今そのJ Rとの個別の協議に入る前にですね、国や道の考え方をきちっと見極めて、その先を進んでいきたいというのがその経過でございます。よろしいでしょうか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○町長（金平嘉則町長）2番目につきましては、まああの私共が何もしないっていう訳ではございませんし、まあJ Rとですね、別に敵対関係に今あってる訳ではございませんから、まあきちっとやっぱりそれは今後の事も含めてですね、やらなきゃいけないなという風に思ってますけども、今議員が仰ってるですね、例えば今私共のがんばる高校生応援手当でですね、1ヶ月1万円。例えば今年で64世帯、8

00万のですね、応援手当を支給してます。ですからまあその内の高校生68名ですから68名が今、深川まで汽車で通っていると。今あの今年ですね、沼田駅ですね、乗車人数まあ平均これは高校生ばかりではありませんから、大体今平均去年で27年度で68人沼田から汽車に乗ってます。沼田からですね。ですからまあ今いる高校生のほとんどはやっぱり汽車通学をしてるのかなという風に思ってますし、私共は今言った形で高校がなくなる時にですね、そういった親たちの負担がかかるってことで当初5千円を途中からまた5千円値上げして今1万円にしております。ですからそういう事考えれば十分に今そのお金でですね、高校生達はJRに乗って深川等にですね通学してるんじゃないかなという風に思ってますので、ここで改めて今議員が仰るですね、無料のバスを運行するとなりますと、まあ試算でございますけれども、大体400万ぐらいのお金がかかるという事でございますので、今現状としてはそれは難しいのかなという風に考えてございます。

3番目の質問、これは私も久保議員と同じ考え方でございまして、やっぱりこれは今言った国の安定化資金とかですね、これはもうやっぱりJRだけの問題じゃなくてやっぱりこれは北海道それから国の問題として地方の公共交通を守るっていうのは、これはやっぱり国なり道の仕事かなという風に思っております。まあそういった意味では、きちっとその道民運動を広げる様な形で今展開されるという風に私は思ってます、今ご存じの様にあの地域交通公共検討会議の中でですね、鉄道ネットワークワーキングチームの会合がこの間から開かれております。昨日の道新かどっかわかりませんが、忘れましたが、これの当初のですね、検討結果を、検討をですね、今年度中まあ3月までという風に予定してたんですけども、この間の一部新聞報道ではですね、来年1月にまとめたいという事で報道がございました。町村会と市長会の両会長もこのメンバーに入っておりますので、この間町村会を通じて情報を聞きますと、これらの動きを待って町村会まあ市長会が動き出すっていう今情報も得ておりますので、その段階でやっぱりこれは全道運動として取り組んでいく、できるかなという風に私も思っておりますので、ご協力を賜ればと思っております。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）まあ大事なのはスケジュールだと思うんですよね。それを待ってて果たしてよろしいのかということです。例えばあの今回JR北海道から町長のところに11月の22日ですか、説明に来て、そしてそこで初めて聞いたというまあ公式の形にはなりますが、それ以前に町長がお話しされてたのは、JRが動く前に我々が動いてしまうと、藪蛇になるので、なるべくJRの出方をまず聞いてJRの動きを見てから行動に移すと仰って、そしていざ一旦11月22日にJR北

海道から説明を受けた段階では、今度は1月の全道の動きを待つと。その様な事では機を失ってしまうのではないかと。そこを心配します。例えば、5年前に私は金平町長に沼田町2014年問題ということで、農業普及所がなくなって給食センターがなくなる時に、もしかしたら次は警察署かもしれないですね、もしかしたら次はJR沼田駅かもしれないねという様なお話しを申し上げたところ、正しく今そういう風になってるんじゃないでしょうか。もし仮に、高校生のバス代に400万円かかるとすれば、それによって高校生の親たちが車の持っている人以外は中々高校に通えないよってそういう様な状況にもしなるんだとすれば、その400万円を払うことに嫌な顔をする町民はほとんどいないと思います。そのような事を先手を打って行う事が正しく政治ではないかと私は考えております。例えば井原水産や東海アルミ箔が撤退をほのめかす前にどのような政策を我々はしたのかと。そういう事を今議論してることだと思えます。あとからあの時あれをやっとけばよかったということじゃなくて、先手を打つ。例えば今年の春にJR北海道が切符のS切符フォーを往復切符が3枚、三ヶ月4枚綴りですか、これを行きも帰りも乗れるとか。四人でも使えると。一人じゃなくて四人も使えるって、それをやめてしまうとか、JRのカムイが千歳空港から旭川まで走ってたのが、千歳空港から札幌までになってしまって、沼田から使う方、深川から使う方、旭川から使う方が一旦札幌から乗り換えをしなければいけないようなことになる様な時に、自由にむしろ増収政策としてS切符フォーは続けてほしいと。カムイは旭川まで連動してほしいと。その様な事をお互い言い合える関係をJR北海道と築いてく、そういう様な事が唯一できるのは、沼田町では金平町長だけだと思えます。そういった様な政策を先手を打ってどんどん行っていく。次道が動くから広域で動き出すからそれを1月まで待つというそういう様な政策ではなくて、是非スケジュール感を持って対応していただきたい。それが沼田町民の幸せそして移住定住の本当のど真ん中の政策だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）その切符の問題はJRにはお話ししております。担当部長さんには当然その話してですね、なぜそうなったかっていう経過についても、そして不便になったっていう話も私共の方からさしておりますから、そういう論議はJRとしているつもりでございます。ただまあこれはあのスピード感スピード感と仰います、これは私共だけの問題じゃないので、これはきちっとやっぱり今言った様にですね、他の町と連携を取りながらやっぱり大きな運動としてやるべきかなという風に考えております。まあそれとは別にやっぱり今言ったまあ個別の問題もありますけども、今その高校生の問題もありますけども、まあそれらについてもまた皆さんと論議をしなきゃいけないと思っておりますけども、現状としてはこのやっぱ

りこの路線をなくさないで維持できる方向を他の町と連携を取りながらきちっと取り組んでいきたいというのが私の考えです。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）先ほどあのがんばる高校生のその補助金のお話も伺いましたが、それはこのJR問題が起こる前から町長が正しく6年前に就任された時からまあ政策された事で、その事に関しては、見識ある政策だなと考えておりますが、それを抜いてしまったら結局JR北海道に対する町長の政策はゼロじゃありませんか。正しくJR北海道がこういう動きをする時に、タイミング良く我々は沼田町はJR北海道、JR沼田駅、JR恵比島駅、JR真布駅に対して、熱い気持ちがあるんだ。大切にしようと思ってるんだっていう事を、政策としてメッセージを出すという様なそのような準備はあるのか。そして他の団体が動くまでに町長自ら呼びかける、そしてそういう様な団体の組織をすることに町長が積極的に中心になる、そのようなお考えがあるのか、その二つを最後に伺いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）これやっぱりあのまあ私共の町が中心ってどこが中心っていう論議じゃなくてですね、これはやっぱり皆さん各市町村全道の市町村がきちっとやっぱりリーダーの皆さんが真剣に論議することが大切であってですね、私が中心とかっていう論議はちょっと違うのかなっていう風には思います。ただ、きちっとやっぱりこの問題については真摯にですね、JRなりそれから他の町村と連携してですね、やるっていう事は私はやりたいと考えておりますので、今後の事についても今きちっとあの対応していきたいという風に考えてます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）よろしく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）次、議席番号7番、鵜野議員。同じくJR鉄道の維持についてということで質問してください。

○7番（鵜野範之議員）はい、議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○7番（鵜野範之議員）7番、鵜野です。JR問題については、二人目という事で、なるべくダブらない様な中で質問をしていきたいなという風に思っておりますし、先ほどよりもう少し優しく質問をさせていただきたいなという風に思っております。このJR問題については、最近ていうかずっとこの問題が出てからマスコミに取り上げられていない日がないぐらいびっちりあの新聞にそれからテレビにということで報道がなされ、非常に興味深い話なんだろうなという風に思っております。なるべく重ならない様にといい事なんで、重ならない様に質問させていただきたいんで

すけれども、改めてこの問題が浮上してきたのは、今年の3月留萌・増毛間の廃線が決まってからその後、沼田それから留萌間の廃線がどうなっていくんだろうなっていう経過がこの1年間あったのかなという風に思っておりますし、そして11月22日の日に町長に考えていただきたいという事で、JRから受けたという風に聞いております。その間、沼田町としてはこの維持の為にね、町長どんな事をこう協力体制をとってきたのかなっていうのが一つお聞きしたいのと、その後町長はどのように沼田の鉄道を守ろうとしているのか、北海道の鉄道を守る為にどう考えているのかっていう事を先ほどの質問と若干かぶる訳ですけれども、改めてお聞かせ願いながら、2回目の質問に関わりますので、改めて質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）鶴野議員、協力体制ってどういう意味ですか。すみません。

○7番（鶴野範之議員）維持させる為に、何か取り組んできたことがありますかっという。

○町長（金平嘉則町長）はい。JRにですか。じゃなくて。

○7番（鶴野範之議員）沼田駅を維持させる為に。

○町長（金平嘉則町長）協力、JRに対してですか。

○7番（鶴野範之議員）JRに対して。

○町長（金平嘉則町長）JRに対してですか。この発表以来っていうか、その話題が出て以来は特にそのJRに対する接触は特にしておりませんし、まあその以前にですね、まあ深川市のエレベーターの問題の時にもですね、まあ行ってそのエレベーターの話はさせていただいておりますけども、まあそれ以後特にこのJRの廃線、私共から投げかけた事はございません。はい。

○7番（鶴野範之議員）報告を受けてからもないっていうことね。はい。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。

○7番（鶴野範之議員）私達がこれを全員協議会っていう中で町長から報告を11月の25日に初めて報告を受けました。その時に、あの私の方から町長に言ったことがほとんどあの今回JR留萌線について町民のお知らせ版の後ろの事がそのままなんですよね。町としての基本的な考え方。私は北海道150年の歴史の中で、北海道の鉄道網はあの動脈だって北海道からなくすことができないんだから、こういった事を道なり国の中で責任を持ってやってかなかつたらならないし、その関係沿線だけの自治体だけの問題でないと思うし、そういった事を十分あの煮詰めていけないかという様な質問をさせてもらいましたし、そういった中で町長がね、答えてくれたのは、その時には沿線も足並みをそろえてっていう中の質問をさせてもらった時には、沿線自治体それぞれが足並み、方向が違うんで中々それは難しいんだと。

まあ他人事の様なあの答弁だったですし、あと道に国にそうやってあのうちの意見を持っていかなきゃいけないんでないかという事を言った時に、先ほど久保議員の中で町長も話されていたんですけれども、ワーキングチームで出る結論がその時は12月の中ぐらいって言ってた。まあ期間はどうでもいいんですけども、1月の今中ぐらいに出るんだという事で、それを待たなきゃいけない。先ほどの質問内容じゃないんですけども、非常にあの出てからこうしてほしいっていうのか、出る前にこうあるべきだっていう事を町長が言うべきなのか、なんかそこら辺がどうしても他人事のように聞こえてくるの。それからそういった事をどう国に持って行ってほしいんだって言った時に、これから年末年始でそれぞれが忙しいんで中々対応ができないからその後になる。これもあの先ほどの久保さんと同じになるんですけども、非常にあの切迫感のない、地元沿線の町長らしくない感覚だなという風に私は協議会の時に私は聞かさせていただきました。その中で、私の方から言ったのは、町民に対して説明会をしていただきたいと。新聞だとか報道だけでは町民はどういう態勢なのか中々わからないんだよという事で、してほしいんだという事だったんですけれども、その時も町長は全部が決まってないんで、何を話すこともないっていう様な答弁だったんですよ。決まってから話すのであれば、町長の答弁はいらなくて、決まった話は色々な課長がいますから、こういう風に決まりましたっていう課長答弁でいいと思うんですよ。要はこの事について、沼田町民との懇談だったり、話をしてほしいっていうのは、なんて言うんでしょうね、決まった事を説明するんじゃないかって、町長がこの町をどう守っていくんだよっていう事を懇談することが町民に対して安心感を持たすことじゃないのかなという風に思ってるんです。まあそういった事で今後、あの町長がこれに対してどのようにもう一度聞きますけれども、この鉄路を維持させる為にしようとしているのか。それともみんなと同時に、例えば道民運動もどうもされると思う、先ほどの答弁を聞いてると、されると思う、しなければならぬと思うでなくて、やります。やらなきゃならないっていう強い意志がどこにも表れてないっていうのが私自身のこの問題に対してのあの一番の不満な点なんですけれども、今後そういった事で町民との懇談をしながら町民の小さな一人の意見でもこう聞きながらそういった事を維持させることをするのか、しないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの鶴野議員がどうあの受け捉えたかっていうのは、私はまあ鶴野議員の受け取り方ですから、私は決して他人事の様な話はしたつもりはございません。それは間違いございません。鶴野議員がそう捉えたんだったら、私はまあそれは捉え方でございますから、これやっぱり私共の町の今後の町づくりに存続に必要なだっということは認識は前からしてますから、その辺でいい加減な答えは

言ってませんし、今その決まってからっていうか、まあ今住民の皆さんにはある程度の方向をやっぱり現状JRの言われた事をそのまま言ってもまたその先どうするんだっていう事が当然なりますから、きちっとその辺の今道の考え方をきちっと見極めて、そして他の町と連携取りながら、これはきちっとやるべきだっていう考え方を申したつもりでございます。まあそれが十分に伝わってなければ、私の言い方悪かったのかなという風に反省してるところでございますけども、きちっとやっぱりこれはこの間もあの道の町村会の会長ともこの辺の話をさせていただいてですね、町村会も今そういった形のワーキングの結果を出てですね、町村会としても取り組むっていう考え方でございますから、その考え方をやっぱり私共は町村会のいちメンバーとしてですね、きちっとやっぱり全道規模の中でですね、これは取り組んでいかないと、個々の町で対応しても弱いのかなという発言をさせていただいたものでございます。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）やっぱりどうしても町長ね、あのやりますって、やるのかやらないのか聞きたいんですよ。今も町村会で取り組むと思います。町長が取り組むのか組まないのか、やっぱりあの何て言うんかな。例えば町一丸となって、沼田町がこういう風にこれについて持続維持をしていくんだっていう姿勢をやっぱり町村会も道も足並みそろえていかなきゃいけないと思うけれども、町長がどういう形でこれをきちっとやるのかやらないのかっていう事を、未だに言ってないですよ。あのなんて言うかな。今も町村会がやると思いますですし、道がやると思いますし、あのある新聞の社説を見るとどうも北海道もこれについては、どうも引き腰っていうか、行弱に留まってる様に見えるっていう様な事なんですけども、地元沿線の町長が、あのこれは何としても維持してかなきゃいけないんだっていう事をきちっと打ち出さなかったら、道も動かないし国も動かないし、もっと例えば町民運動しようだとか、あと町民一人一人おじいちゃんおばあちゃん子ども一人がどうしても鉄道がなきゃあの困るんだって言われるんであれば一人の意見をきちっとやっぱり中央に持ってくぐらいのつもりがなかったらこういった運動っていうのは、先へ進まないと思うんですけども、もう一度お聞きしますけども、町長どうやってやります。

○町長（金平嘉則町長）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まああの町村会でないわ、自治振興協会からも今日石田さん来てますけども、是非町民運動として取り組んでほしいっていう話がありました。私もその時に来た時には、方向性が守るっていう前提でですね、町民運動もそ

の決起集会との話もですね、要望がありましたので、それもきちっと検討させていただきたいという話をさせていただいています。ですからこれはきちっとあの方向を見据えて今世論は国に対しての要望をきちっとやるっていう方向になってますので、私も一町長としてその方向でこの鉄路を守る為の運動をきちっとやっていきたいというのが私の意思でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、4回目になりますが、確認の意味でもう一度。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○7番（鵜野範之議員）やっぱりあの今の自治振興協議会の話も出たんですけども、町民運動をあの是非ともやりながら沼田町の声をきちっとそちらの方に届けていくという事で、いう確認をしたでいいんですね。やるということで。はい、わかりました。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長申し訳ありません。それでは議席番号1番、高田議員。沼田町における待機児童の実態はを質問してください。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。飛ばされるかと思いましたが。あの平成28年ですね、金平町長の大きな政策のテーマがですね、まあ移住定住だなという風に思っずっと春先から拝見をしておりました。それであのまあ何年かかかったんですけども、この春にですね、今まで町営でやってた幼稚園の部分とそれから私立だった保育園の部分が一緒になって認定こども園、本当に町の中の親御さんがもう大望だった認定こども園がオープンしました。それと併せて若年層、要は働く人達ですね、こういった人たちを呼び込む為に、保育料或いは今までいったら幼稚園の授業料の大幅な見直しがされ、親御さんの負担軽減が図られた。第1子が大体8割軽減かな。第2子以降は無料という様なスタイルで認定こども園がスタートした訳であります。一方でですね、あの全国的にそうなんだろうが、保育士不足っていうのがですね、非常に常態化しておりまして、今年の春先からまあ去年からかなマスコミを賑わしていました。それであの待機児童やら潜在的待機児童がですね、どんどんあちこちで出ていますよっていう様な報道もされたところがあります。そういう風になることはですね、私共の町は数年前、3年ぐらい前かな、掲げた子育て満足度日本一っていうキャッチコピーの下にですね、移住定住を進めて、町が生き残るんだぞ、それに併せてきっと人口ビジョンだって作ってるんだろなと思うんですけども、非常に憂慮すべきことだなという風に春先から感じていたところがあります。まず、質問の1点目ですけども、現在のこども園、定員それぞれ年代別っていうか例えば就学前1・2年とそれ以下とできっと分けて管理されてると思うんですけど、私全くその辺勉強もなんもしてませんが、定員と園児数は年齢的にどうなってるのか。或いは受入れの余地は今どのぐらい残っているのかというのを

まず1点目に質問したいと思います。2つ目ですが、現実には今年に入ってですね、待機児童とか潜在的待機児童っていうのはですね、発生した時期が我が町においてあったのか。まあ認可保育所の入所要件を満たしてこう申請して入れないのが本当の待機児童さんで、まあそれ以外の色々な事情でこう入れない。例えば沼田ではありえないですけども、兄ちゃんが行ってるんで下の子も入れたいんだけどそこに空きがないと。だから入れれないっていうのは、これはまあ潜在的待機児童と言うらしいんですけども、これらも含めてですね、例えばお母さんが私も働きたいんですけども、今保育園空きがないから預けれないので働きに行けない。これも多分潜在的待機児童だと思うんですけども。お母さん方がそうやって働きに行くっていう事はですね、あの町民がみんな一件一件がちゃんと～幸せになる訳で、これは立派な潜在的待機児童になるのかなという風に私は思ってるんですけども、今年に入ってこの待機児童・潜在的待機児童は、我が町では出ているのかどうなのかっていうのが2点目です。3番目ですけども、その原因はどこにあり、どのような対策を打ってるのかっていう事で、これはまあ今は社会福祉法人さんがやってる事なんで、中々難しいんですけども、今のJRの問題と同じで民営化したのは町なのでね、色々なオールオーバーで、だからそこも含めてね、逆の立場でもし出ているのであれば、どのようにお考えになって、どのようなまあ指導をしたのかでもいいし、対策を打ったかでもいいので、まずこの3点について、お伺いしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）まず、私共認定こども園、私共ってこれは法人のあれですから、言葉はちょっと適切ではありませんけども、まあスタートするにあたってですね、定員数の確定に関してはですね、80人っていう定員数を設定させていただきました。今年の4月前のですね、まあ今年の3月末でまあ入園者が31名だった。今現在ですね、まあそういった認定こども園、色々な政策を行った関係で、現在定員80名に対して57名の園児さんが通っていると。これはまさに今私共がやったどおりですね、多くの方に預けていただいて、そして働きに行っていたただとか、あの今までの1年保育を2年にしたとかですね、それからごうほの保育っていうかあの何と言いましたっけ、ど忘れしましたがけども、幼稚園終わって保育園に行くやつもなくなりましたので。

○1番（高田勲議員）2次保育ね。

○町長（金平嘉則町長）はい、そうですね。今12月1日現在ですね、57人が入ってますね、3歳以上の1号認定が定員20人に対して9人、そして3歳以上の2号認定が定員40人に対して27人、3歳未満の3号定員が20人に対して今21人という形で今57名が今入園してるという状況でございます。今受入れ能力の、現状としては3歳以上あれば定員まであと残ってるので、定員が可能ですけども、

3歳未満特に0歳児の場合は特に難しく、国の基準は3人に1人っていう保育士の配置なんです。でも、実際やっぱりうちの場合は、その子ども一人に対して保育士一人がほぼ付きっきりになるっていう、やっぱそういう風にしないと難しいっていう状況があつてですね、3歳未満については現状これ以上の入園できない状況になってます。現状としては、今年度からですね、そういう状況の中でですね、今言った様にですね、80パーセントの減額それから第2子以降無料にしたことからですね、あの現状としては3歳未満の入園者が相当以上厳しくなってるのは事実でございます。まあそういった事で、現在入園したいっていう話があるのはですね、0歳児2人、1歳児3人います。これは保育にかける状況がまだこれはあの勤務先等が仕事が決まってないなどの証明ができない状況でありましてですね、申請の受理としては、待機児童ではないという風に認識しています。これはあのどっちが先かかっていう問題ですけどもまず、証明があるので、まずその証明がないっていう状況でございますので、ですからまあ預けたいっていう希望の方はいるっていうのは園でも認識しておりましてですね、この後で言いますけども1月からその体制を整える準備ができたらしいです。ですので、1月からはその体制の中で可能だつて言う話を聞かされております。ですからそういった中でですね、まあ園もですね、まあ経営が1年ない中での将来的な経営のやっぱり不安も多少あつたらしいです。実際に園児がこれだけ31名では中々厳しい園の状況ですけども、今言った57名ですからまあ私共の試算では余裕があるのかなっていう認識でおります。そういった中で今法人もですね、まあ理事長さんが変わつてですね、新しい体制の中でこの間も相談に見えまして何とか保育士を確保してですね、その町が考えてる事に関してもきちっと給与の待遇を上げたりとか確保をしたいっていう事で、お話しがありましたので私共も是非そういう形でお願いしたいという話をさせていただいて、今それに向かつてですね、給料のアップも遡つてやるとかですね、4月からも改定を行うという話も聞いてますし、来年の1月以降有資格採用、途中採用それから新規採用も決定してるっていう話聞いておりますので、1月からは今言った形の希望には沿えるかなという風に考えております。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）多分実数で私が噂で、噂ったら変だ。聞いている数字と合ってるんだよね。3人ぐらいかなという風には思ってたんですけども、潜在的待機児童なんですよね、この3人もね。町長是非そういう風な感覚は是非捉えていただきたいという風に思います。さっきも言ったように、入所要件をしっかりと満たして、申し込んで入れない人が待機児童であつて、そうではなくて働く意思があつたりそれ以外の理由で入所要件を将来満たす可能性があるのに入れないんだから、当然これ

も潜在的待機児童だと思うんです。ですから標題にも待機児童の実態はになってますけども、本文は待機児童に加えて潜在的待機児童という言葉を使わせてもらった訳ですけども、見てみますとね、これ去年の8月18日の報道なんですけども、岩見沢市でも13人いたんですよ。逆に空知管内だと浦臼町ではまともに3人いたっていう風な報道がありますので、きっと我が町でもですね、これに近い様な状態がきっと起こるんだろうなっていうのが思っていました。これはきっと社会福祉法人さんがまた決めることなんでしょうけども、保育士の配置基準も多少緩和されたみたいなので、それらも活かしながらですね、是非進めていっていただきたいと思えますし、またこれが最近このお仕事お探しの方へがよく出てくるんですけども、これもずっと保育園の保母さん保育士さんの募集が出てます。それで前回までは、これは確かフルタイムの人しか募集してなかったんですけども、一番最新版のを見ると、フルタイムとパートタイムの方にも出てるっていうことは、これよっぽど困ってるんだろうなという風に、しかもパートタイムの方は、確か資格は保育士又は保育士助手となっておりますのでね、ある程度こう規制緩和も頭の中に入れて中での募集なのかなという風に私は判断してます。あの2回で終わらせます。最後の質問です。今年の春時点では、旧沼田幼稚園で働いておられた幼稚園教諭さん、多分保育士の免許も持ってたと思いますけども、その方が今年度に入って退職されてます。きっとまあ退職されるのがもう春の時点ではわかっていたんだろうなという風には思うんですけども、多分その方の給料っていうのは多分今はまだ町から出てるのかな。ちょっとわからない僕は。出てるんだろうなと思うんです。教諭さん2人いたんですけども、その方の1人がやめた。退職された、自己都合で。その分沼田保育園のまあ保育士さん、幼稚園教諭もきっと持っているんだろうと思うんですけど、含めになると思うんですけど、その方が今元々の教育の部分で、2人で2クラスを今多分見てらっしゃる。ごめんね多分ばかりで。だらうなって想像の中で僕は一般質問作ったんですけども、これがもしかしてまあ、すいませんその前に町が基本的に今いる幼稚園教諭さんが退職された場合は、町が給料出してる部分ね、それ以上もう補充しないっていう考えなのか、その辺の考えがまず1つ聞きたいのと、もしかしたら潜在的児童を、潜在的待機児童を出したのは、そこで町が人の手当をしてたら潜在的待機児童出さなかったかもしれない。その辺について町長、今となつての話であります。そういう事実はあったのかなかったのか。今どう思ってるのか。最後聞きたい。

○議長（渡邊敏昭議長）町長、よろしいです。

○町長（金平嘉則町長）はい。あの私共も退職は想定まあ一旦やめるっていう話もありましてまた続けるっていう話もあったので、それがまた7月にやめるっていう話になってですね、本当は補充も我々から町が行ってる職員でございますから、町

が責任もってやらなきゃいけないんですけども、その時点で中々見つからなかったし、そしたら園の中で何とか有資格の中をそちらに回してですね、やるっていう話になって、今現在至ってございます。ですからそういった中でその給与相当分については私共が今お金を出してますので、まあそれはするとしてですね、やっぱりその時点で我々も色々探しました。確かにやっぱりそれで中途からまあやめないでくれっていう話も十分させていただいてですね、まあ本人の意思が固かったものですから結果なってしまいましたけども、我々としては何とかそのまあ補充するにしても職員として雇ってやると中々その後が難しい状況になりますので、まあその辺躊躇しながらも何とか園の中でやれるっていうことだったものですから、やっていただいたという状況でございます。まあ確かにだから多少100パーセントでないかもしれないけども、多少そんなこともあったのかなという気がしておりますけども、やっぱりこれは園が運営している事でございますので、私共はきちっとそこは園に命令とかできませんので、その辺はでも現在としてはきちっとそれをないように今後理事長とも協議しながらやっていきたいという風に考えてます。

○1番（高田勲議員）2回じゃ済まなくなったね。いいですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○1番（高田勲議員）あのさっきのJRと同じですよ。町長ね。やってもらってるというかやらしたんだから、やっぱりその辺はね、町としてもしっかりと関与して園の経営にもしっかりと関与してですね、町民も園も不幸にならない様にしっかり見て行ってほしいなと思うんですけども、最後この件について。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの理事にまあ町から職員を送るっていう話だったんですけども、それは規則上できないって事でございます、それは法律上できませんでした。ですけども、なんだかの形で関与する形では担当の者を会議についていうか、させていただいてますので、その辺はきちっとやっぱり法人としても初めてのそういった体制でございますので、私共しっかりとその辺は連絡を密にしてですね、今後そのような形の中で運営をしていただく様な話をしていきたいなという風に思ってます。

○1番（高田勲議員）はい。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次に議席番号4番、小峯議員。消防支署職員を増員すべきではないかについて質問してください。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○4番（小峯聡議員）4番、小峯でございます。本年あの高規格の救急車が導入されまして、救急体制が今レベルアップしたところですけども、現在の沼田消防の

支署の職員は全員で14名と。14名体制という事ですが、高齢化と共に救急車の出動が、出動の数が若干少しずつですけれども増加している状況であります。加えてあの厚生病院が無床になったことで、救急車の移動距離と言いますか、搬送距離が増えているのに伴って、1回の搬送時間が増えているという風を感じております。27年度に消防の職員がまあ定員と併せて2名の欠員が出たという事で、28年度に2人補充されたところでありましてけれども、まあ専門学校を出て、救命士の資格はあるという事だったんですけれども、消防学校へ行ったり、その臨床研修があったりという事で、救急車に実際に常務できるまでには1年以上かかるという風に聞いております。ですから27年度においては、2名が学校行ったり研修したりするという事で、28年度については、常住とは言えませんが、元々いた職員の12名体制でやっていたという事になるのですが、少ない人数でかなり無理があったのではないかなという風を感じております。今夜勤については3名体制で、救急出動になると、自宅待機者が支署に来ている状況です。本来はあの常に3名が出ても1名が残っているという4名体制が必要だという風に考えますが、町長はどうお考えでしょうか。またあの夜勤を増員した場合にですね、シフトを組むのに今の人数では足りないという風に思いますけれども、町長はどのように考えるか、その2点をお聞きします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。まずあの出動回数のございましたけれども、最近ですね、5ヶ年間ではですね、出動回数はあの若干になりますけれども減少傾向にございます。27年がですね、171回でございましたけれども、28年11月末で130回ですので、まあこのままいくと170はオーバーしないのかなという風に思っているところでございますけれども、まああのそして1回あたりの平均の緊急出動時間もですね、まあ26年は78分でございましたし、今27年度は80分と、昨年ですね。まあそれほどあの大きく出動平均、救急車が出て帰ってくるまでの時間はそれほど長くなってないのかなという風に思っています。今ご質問のあったですね、その体制の話でございます。職員についてですね、まあ議員の仰る14名体制でございましたけれども、昨年27年ですか、27年ですね、途中で1名ですね、退職者が思いがけず出てしまいました。これ私共も想定してなかったんですけども、まあ本人の固い意志だったんで、ですから去年の昨年の8月に一時一ヶ月ですね、2名体制に、12体制になったのは事実でございます。まあそれで何とか乗り切る形で、まあその前から何とか採用したいという事で9月に2名資格を持った方を採用致しました。その内1名がもう10月から消防学校に入り、今年の4月からもう1名が消防学校に入っているという状況でございまして、今年の9月から14名体制で今いるところでございます。今議員も仰るその夜間の体制でございますけれども、

これあの平成7年から現在の3名当務で1名待機という体制が続いておましてですね、まあ現場の者を聞きますと、まああの救急及び火災対応については特に今問題はないという事でございますね、当面としては現体制で運用を継続したいという今の私共の考えでございます。まああのこれを4名体制にするには2名の増員が必要でございます。まあ2名を増員するとなるとまたそれなりの経費もかかりますし、今なんとかやっぱこれはうちだけの話ではございませんので、まああの特別な状況ない限りですね、まあ段階的に職員を年齢構成をですね、きちっと考えながら計画的に採用をしていきたいというのが今の考え方でございましてですね、この3名当務の1名待機っていうのが当分このまま続けていきたいっていうのが現状でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。今の体制でいきたいという風なお答えだったかと思えます。時間的にどういうロスがあるのかっていうのはちょっと私にはわからないんですけれども、例えば電話を受けて、救急の電話を受けて火事ですか救急ですかと聞きます。電話に受けてる間に救急だとすれば、他の2名が自宅待機者を呼んで、出動の準備をするんだと思うんですけれども、自宅待機者が支署に着くまで救急車動けないはずなんです。誰もいなくなるから。そのロスっていうのがどれぐらいあるのかちょっとわからないんですけれども、やっぱりまあ救急の電話をかけた人に何回か聞いたことがあるんですけれども、とってもゆっくりしてる。まあ落ち着かせる為にゆっくりしてる、ゆっくりしゃべるっていうのもあるんだとは思いますが、来るまでの時間をちょっとあの時間稼ぎと言ったらちょっと口が悪いんですけれども、来るまで時間がかかるので、ゆっくり対応するっていうのがひょっとしてあるのかなっていう様な思もあるんですけれども、例えば4名いてすぐ出るとすれば、まあ1分、2分の差かもしれないんですけれども、これから高齢化になるにつれて、出動回数今あの171件の130件と減っているという様な話でしたけれども、これから増えていくんだろうなど。高齢者も増えていくこともあってまあ夜間だけではないので、現体制でっていう風なお金の関係もあるんで、現体制でっていうのはわかるんですけれども、28年から幌加内町は15名体制になったと。幌加内町も病院が指定病院でなくなったのかな。それでまあ深川とか旭川とかっていう話になるので、15名体制になったという風に聞いてます。沼田は幌加内より出動がはるかに多いんだという、北竜町も抱えてますし、人口も多いという状況から回数ははるかに多いという風に思うんですけれども、これから高齢化になるに備えてですね、今から万全の体制を組むべきだという風に考えますけどもどう考えているのかということと、それからあの今職員バランスをとって職員採用していきたいという様な話もちよっとあったかと思うんですけれども、ある程度定期的今

一番年上が支署長だと思うんですけども、定年までにはしばらく何年かあるという風に聞いておりますし、その間に辞める人はいないので、これはあの間で何人か入れる必要が生じてくるんじゃないかなということと、先ほども言いました様に、実際に救急車に常務できるまでには少なくとも1年以上かかるという事から、退職者が出ると予想されるとすれば、その1年前にはもう既に募集をかけて補充しておく必要があるんじゃないかという事で、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）ちょっとあの出勤に関して、うちの副町長から答えますので、はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○副町長（栗中一弘副町長）はい。先ほど出勤の時間の関係でご質問がございました。現在現場の方に確認を致しますと、待機者に電話で呼び出す前に救急にコールが入った瞬間にもう待機者に別の者が連絡するという事で、現状平均5分で到着しているという事でございます。それから先ほど通報者に対して、まあ聞き取りがゆっくりすぎないかという話でございましては以前にも場所の言い間違い、本人は動転しておりますので、通報者は自分が思ってる場所と現地とを間違えて言い間違いとかもあった関係もございまして、そうなりますと行って戻ってなると5分とか10分とかロスしますので、最初の聞き取りを間違いなく実施するという事で、確実性を増す為に、まあ通報される方にとっては遅いという感覚かもしれないですけど、その辺は御理解を賜りたいと思います。それからあの幌加内の関係でございまして、幌加内支署に確認を致しますと、当直2名で待機2名この4名体制で実施をしていることとございました。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○町長（金平嘉則町長）それである年齢的なあれも、計画的な年齢構成を見ながらまあ今までちょっと退職者が毎年続いたとかあったものですから、我々として今現状としては、まああの今の支署長がまだ7年ぐらいだったっけ、退職までありますので、そのあと年齢を見ながら計画的にその間を埋めるきちっと形で計画的な採用には今努めているつもりでございます。ですから将来的にはその辺がダブったりとか、大きくなって欠員が生じない様に、そして予めわかる段階においては早めに採用をするという対応を今後とっていきたいという風に考えています。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○4番（小峯聡議員）はい。現状についてはわかりました。ただですね、今の現状の中でですね、夜勤と自宅待機と非番と日勤の人がいて、4つの班割だという風に思うんですけども、例えばあの今4つですから3人だと12人という様な中でね、

土曜日・日曜日は2人体制で出てるという風に聞いた事があるんですけども、だとすればその2人、4人ですね、4人は平日に代休をとっているという事になると思うんですよ。そうすると日勤の数が減ると。日勤の数減るという事は、日中にできる作業っていうのは7人、また6人という事で。人数少ないですよ。そういうことになる、例えば町長がどういう風にお考えかわかりませんが、夜勤をすると1回で3日分の仕事をするんだと。自宅待機っていうのは、完全に休みではなくて半分仕事という風に考えると、非番の日は夜中働いた代わりに日中休めるという事で、完全な、休日っていう意味からすると労働上の休日からすると、振り替えでしか、の日しか休日っていう部分ではないんだという風に思うんです。日中の仕事の人数がその振替休日で減るとなると、仕事がやっぱり増えていくといったことを考えると増員今の状況では増員すべきだと言う風に考えるんですけどもいかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）あの今の私も複雑な話なのでちょっと私も理解できないんですけども、ちょっとあの現場の者とこの間も確認させていただいてですね、まあ現状の中でやっていけるって事ですので、その非番とかその夜勤の関係、それから休む関係とかですね、その辺ちょっと私共整理させていただきたいと思います。ですからちょっとこの段階では答えられませんが、まああのその段階に応じてどうしてもやっぱそれが難しい様でしたらまたそれを考えなきゃいけないけども、まあ現状としてはこの間署に確認した段階では、現状のままでやれるっていうことのでございましたので、まあ現場ともきちっとやっぱり協議させていただきたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○4番（小峯聡議員）あの質問じゃないんですけども。

○議長（渡邊敏昭議長）4回目になりますよ。

○4番（小峯聡議員）それでは質問ではなくて、ちょっと最後の一吠えという事で認識して。やっぱり無理がかかっている中での今の体制だっという認識をもっていたきたいということでまあ今後検討をお願いしたいと思います。次へ。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。お願いします。

○4番（小峯聡議員）コンパクトエコタウンについてですけども、ワンストップで手続きができるのかという様なあの件名ですけども、実際にですね、今の厚生クリニックとあんしんセンターっていうのができた場合に手続き上がどういう風になるのか、人員配置がどんな風になるんだろうって聞かれることが多いですね、実際私もどういう風になるのかっていうのは全くわからないものですから、今あの福祉センターの1階のところに現在建設中のクリニックとかあんしんセンターの模

型が飾られてますけれども、その建設が完了して機能が移転するっていう場合に、実際の手続きっていうのはどうなるんだろうかと。今現在は健康福祉センターと社会福祉協議会が健康福祉課のロビーというかところに一緒になってありますけれども、町民が介護とか福祉の件で相談とか各種の手続きをしたいっていう場合は、今そこで全部というか、役場内を歩いて手続きができると思うんですけども、あんしんセンターができれば、人員配置というのがどうなるのか。それから介護とか福祉に関する各種の手続きはどう変わるのか教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）来年の10月にオープンを目途に今色々とまさに今ずっとどういうふうに体制が一番ベストなのか今協議しているところでございます。今議員が仰る様に心配のあるようにですね、町民の皆さんにですね、色んな負担をかけないで手間をかけないで、まあ色んな相談ができてそしてある程度の申請は代行も含めてですね、できる様な形で進めたいという風に考えてます。まあですから全部のまあ色んなその例えば税情報とか色んなこともありますので、その辺の事も見なきゃいけない申請書類もありますから、まあどれができてどれができないかも含めてですね、まとめて今いるところでございまして、それができあがった段階できちっと町民の皆さんに説明する機会を設けたいという風に思ってますし、今のところあの社会福祉協議会をその施設に入れてですね、そして色んな相談それから申請の代行業務を行うとかですね、いう形で今細部色々検討しているところでございますので、もうしばらくお待ちください。きちっとできることについては、説明する機会を設けて説明をしていきたいという風に、混乱ないようにしていきたいというのが今現状でございます。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。まだはっきり決まってないとの答えかと思いますがけれども、例えばですね今聞いているのは何人かあんしんセンターの方へ健康福祉課の職員が何人か行くんだという話をちらっと聞いたことがあるんですけども、今現状の職員がこっちにいる職員と向こうにいる職員とっていう事で、向こうにはやっぱり常駐しなければいけない職員がいると思いますし、こっちはこっちで色んな事務作業があるんだと思いますけれども、現場というか、まあ向こうは現場でこっちが事務作業の場所と考えていいのか、もしそうだとすれば例えば向こうにいる現場の職員とこっち側の連絡っていうのはスムーズにやれるのかっていうのがちょっと心配なんですけれども、2つに分かれるっていう事は作業量とか事務量とか多分増えると思うんですが、職員を増やすということになるのかっていうことが非常に心配といたしますか、増やすべきではないのかなという考えを私は持っているんですけれ

ども、例えば保健師さんとか向こうで乳幼児とか色んな現場ですから乳幼児の色んなことがあったり、障害者の色んなことがあったり、リハビリの色んなことがあったりっていう事が、リハビリは保健師じゃないかもしれませんが、まあ保健師の仕事が向こうにあって、こっちでもやらなきゃいけない仕事があるとすれば、保健師を増やさなきゃいけないんじゃないかとかいう風な考えも私は持っているんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの人の配置を含めて正に今検討しておりますですね、まあ必要な検討の中で、必要な事があればそれぞれの専門職を増やすこともやぶさかではないかなという風に思っています。ただ、きちっとやっぱり業務の流れがロスのないような形で今事業の整備とかですね、それから事務の整理をしてですね、色んなケースを今想定して担当の方で協議しておりますので、まああの住民の皆さんにそれがマイナスにならない様な形の対応をしていきたい。それはまず基本で、そして基本的にはワンストップで色んな相談業務なり、手続きができることをまず目指していきたいなと考えてます。

○4番（小峯聡議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、小峯議員。

○4番（小峯聡議員）はい。住民へのサービスが低下しないっていうのも重要ですけども、職員の作業量はその離れている事で増えるっていうことも考えられますので、その辺はあの職員の負担がこれ以上増えない様な対策をお願いしたいという事で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。ここで暫時休憩をとりたいと思います。こちらから見て右側、皆さんから見て左側の時計で50分まで休憩をとりたいと思います。

14時41分 休憩

14時51分 再開

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。議席番号10番、橋場議員。改定介護保険法に関する一般質問をしてください。

○10番（橋場守議員）10番、橋場です。介護保険が改正、まあ私達から言うと改悪されたっていうことなんですけども、当初国は要支援者に対する介護保険による予防給付によるサービス全体を介護保険から外す予定だったんだそうであります。しかしそれ、まあ色んな団体の人達や実際事業に携わってる人、事業所からもですね、改悪されては困るという事で大きなあの運動も起きました。そういう中でね、今回その全部を外すことができなくて、訪問介護・ホームヘルプそれから通所介護のね、この2つだけにね、縮小せざるを得なかったんですね。しかし、これこのままこれを認めたこの後にはね、すぐ全ての要介護1・2とそれから要支援1・2の

ね、全部をあの保険給付から外すっていう計画を持ってるのでね、絶対にこれを許してはならないと思うんですね。実はあの要介護1・2までの人、介護給付から外すと全体介護給付の全体の30パーセントの費用が浮くんだそうですよ。ところが、今やられるまあ4月にやられるんですけれども、要支援の1・2だけ費用から外すとね、全体のたった6パーセントなんだそうですよ。ですからなんとかこの福祉の費用を減らそうとしている安倍内閣の企みから言うと本当に後退してしまったんですね。ですからこれはもう運動をもっともっと続けていかなければね、やられてしまうっていうことをしっかりつかまえといた方がいいんじゃないかと思います。それで4月から行われる総合事業なんですけれども、当初まあ3月、来年1年はですね、現行相当サービスとしてその現行事業者が事業を続けてくれる訳なんです。続けていきなさいという方針です。けどその次の年からは、要するに町が独自にやる総合事業に移りなさいと、その中には緩和した基準による支援、まあ現行相当サービスでやれというのは、今行われているあのデイサービスやね、それからそういうものをそのままやっただけです。けどそれを緩和した基準による支援、それから住民主体による支援などに質を下げ、まあやってもいいことになってるんですね。やらなくても自治体が独自にやるんですから、今までどおり続けていければ、続けていいわけですよ。ところがそのちょっとついてるんですよ、1つ。現行サービスとおりにやっただけでもいいんですけど、国が基準を作ったその基準以上の事やっただけではないっていうことが付いていて、要するにあの決められたようにしなければならぬ。質を下げたサービスの中にはですね、A型っていうのがあるんですけれども、これは今までは介護認定のね、資格をもった人たちがずっとやっていたんですけども、A型っていう中では、無資格者が訪問介護や通所介護担えるようになるということですね。ヘルパーが専門の、介護の専門職として利用者の立場に立ったら、本人や家族、環境の変化に留意しながら必要な支援を他の専門職と連携しながらまあ個人ではもう中々できない、色々な連携しながらね、協力しながら介護してそんな人のね、介護進まない様にするのが今までやってきたやつなんですけれども、今度はAという介護職がいなくてもやれると。専門家が利用者に安全に必要な介護を提携するよう努力してきたけれども、これがまあ緩和されるっていうのはA型なんです。B型になってくると、事業を担う団体がボランティアを募集して今度事業主が町でやる訳なんですけれども、そこがボランティア募集して運営したり、自治体が補助を出すことになるという事で、お金のない自治体は質を下げるを得ないっていう様なね、こういう状況が生まれてきます。それで資格を持たないだけでなく、最後にはですね、まあ自助自立っていう事で、介護を受けている人達が少しでも努力して自分で歩けるようになりなさいと。それからなんでもやれることやりなさいって言って応援して、その人とがんばってね、やれるようにな

ったらその人達がボランティアとして、その介護に担う様な言葉では書かれてるんですよね。実際にはね、道路一緒に散歩するとかって今まではあの介護員が付いて歩いてたけれども、今度は介護要支援なんかになってた人が少し状態がよくなったからって言って、今度自分と同じような状態の人を実際に付いて歩いたり、介護しなきゃならんという様なことがね、自治体によっては起こりうるんですね。ですからこういうことが絶対無いようにね、是非頑張ってもらいたいなと思うんですけども。チェックリストっていうのがありまして、25項目もあるんですよ。今度これからあの支援を受けたいと、支援1・2の人がこう審査をしてもらうんだけど、あんた支援してやらなきゃ駄目ですねと言ってくるわけですね。そしたらその人の状態を見て、25項目にわたってこうチェックするんですね。それで、はい・いいえとこう2つ回答があって、はいに今いくつ丸がついたか。いいえにいくつ丸がついたかでもって、この人は要支援で、保護しなきゃならない、まあ保護っていうか支援しなきゃならんという判断をする訳ですけども、実は色んなところ、その自治体の判断でやる訳ですから、沼田町はこのチェックリストだけでやるのか、それとも今までどおりね、その相談に来た人全部あの審査をして、今までどおり審査してね、措置するのかどうか、それをどういう風に決めてるか一つ聞かせていただきたいと思います。それであのまあこれからね、どんどんあの高齢化が進んでいくと思うんですよ。まず、高齢者が少なくなっていくとはまず考えられないと。国と自治体はすべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるということは、憲法に全部としてある、きちっとしたですね。ですから、介護受ける人達にもこれは当然当てはまらなきゃならないんで、そういう意味では町で新しい総合事業の中でね、質をさげるっていう事はね、やっぱり許されないと思うんで、頑張っしてほしいと思います。それで総合事業を行う上で、例えば賃金っていうかね、働く費用を出さないでまあボランティアをしてもらう様な人が沢山いると思うんですけども、やっぱり一定の職員がいると思うんですね。実は、臨時職員の人達のね、給料一体どうなってるのかと言うと、実はあの沼田町は非常にあの養護老人ホームがね、2つありますから臨時職員の数すごく多いんですね。この資料を見ますと、14年・15年が臨時職員、14年は143人、15年は145人臨時職員がいることになってます。再任用の人は前にいた人が今何になってるか知らんけれども、14年には2人だったと。こういう状況です。それで、臨時職員はどういう風になってるかと言うと、最高時給の人、これあの恐らく老人ホームの人達だと思うんですけども、それは1,489円ですね。そして最低時給の人はまあ最低賃金でもってやっていますから762円というこれが沼田の状態です。ですからこれからあの総合事業でやるとしたら、正職員になりませんからこの金額でずっとやってくことになる訳ですね。そうすると、まああの臨時職員のね、給料大幅に上げてもらうこと

国にやっぱりね、要求することが必要だと思うんですけども、そうしないとこれから沼田のそういう仕事を見つけてつくって人を来てくださって言うてもね、やはり来ないと思うんですね。一番困ってるのは、そういう社会福祉の介護の問題で一番困ってるのは人が集まらないっていう事なんですよね。ですから沼田でなんとかそういう事業をやりながら人を増やそうとしてもこの賃金では中々来ないという様な状況になります。正規職員のね、給料一体どうなってるかと言うと、15年で高校卒業して入って初任給は月で言うると14万円です。まああの短大出てる人は、15万9千円とこういう事になってるんですね。結局14万なんぼってもらうけれども、正規職員の人は初任給が14万円だけれども、1年毎に給料上がってく訳ですよ。臨時職員の場合は同じ仕事を何年やってもね、経験積んでも一所懸命やってもまああの臨時的にね、政策で上げれることができるから上がる場合もあるけれども、普通で言うると上がっていかないと。このまま同じ状態で働かされる。こういう状態やっぱりね、是非ともね、国の政策として今安倍さん同一労働同一賃金なんて口にするようになったんですね。それをやっぱりね、逆手にとって自治体からどんどんね、やはりこういう正職員並みのね、給料にしなさいっていう大要求していく必要があると思うんですけども、これらの考え方に町長のご意見を頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの議員も色々とお話しされてどれに答えていいかあれですけども、あの基本的にはまあ総合事項に29年から移行することで今計画をしております。まあ細かい事は別としてですね、まあ当然あの負担とか国のなんていうんですか、問題もありますけども、私共は基本的には今までやってるサービスをですね低下させない形で何とかそれを継続させたいと。それで移行したいっていう考え方で今動いてます。ですから、その辺の給与とかそこまで踏み込んでおりませんが、給与全体としても御存知の様に昨年あの給料臨時職員も含めて上げさせていただいてます。まあこれは適時そういう風にしないと確保できないっていうことは前にもお話しさせていただいてますので、その辺も見ながらきちっとやっぱり対応していかないと人材の確保ができないかなってそれは私も思ってますので、全体として介護保険をやっぱりこれはあの国の制度としてきちっと守っていただけなきゃいけませんし、まあ色々とその今社会保障費上がってる中で、国民負担を増やそうっていう動きもありますから、それはちょっとやっぱり問題だなっていう意識は持ってますので、それも含めてですね、やっぱりこれはきちっとやっぱり住民が安心して沼田に暮らしていただけてく為にやっぱりこの制度をきちっとやっぱり介護保険料のですね、上げない様な工夫もちゃんとしなきゃいけませんし、それも含めた事を総合的に取り組んでいくっていう事で考えておりますし、色んな問題があれば

国にまたそういう形で要望していきたいという風に考えてます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）それこそ介護を受けてた人がちょっとよくなったらその人もボランティアに来てもらうっていう事はある訳でしょう。国の方針としてやるっていうんですよね。これだったらね、本当にまあ確かにその人は頑張っただけで良くなるかもしれないけどもね、実際事故起きるかもしれないですよ。それとチェックリストこれ25項目あるんですけどね、これには一切例えばその人のね、体の調子、糖尿病になったとかさ、そういうものがあるというなね、チェックは一つも載ってないんですよ。だからね、結局その人の全体を見てね、この人はやっぱり私ずっとこう入所した人達見たらなんでこんな元気のいい人がまだ元気の悪い人いるのにな、この先に入ったんだと。そしたらね、結局あれなんです、例えば男の人だと奥さんが亡くなったらね、炊事できないんですよ。ですから結構元気の人でも早く入所できるっていう様なことあるんですよ。だからそういう様々な事を考慮して、考慮に入れて、認定しなきゃならないんですけども、このチェックリストはそういう事一切載ってないです。ですから沼田町としてはどういう方向でやるのかちょっとそれ一つ聞かせてください。まあそういう事で、とにかく本当に国に対して要求しないとね、私達あの自衛隊のあの向こうのアフリカへのね、遠征に対して反対してるんですけども、国は何やりましたか。行った人にね、今度あの自衛隊のその危険の手当だか1万なんぼだか1回出てくとかなんか手当作るっていうことになったでしょう。そんな戦争の為にね、お金使わないでやっぱり福祉の為に回せてことになればちゃんと金あるんですよ。だから何に使うかってことをね、私達国民がどんどん要求していかなきゃならんと思うんです。そういう事で是非ともね、その町長先頭に立ってね、戦争ではなく福祉のためということで頑張っただけでほしいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）チェックリストのどこ、できます。

○町長（金平嘉則町長）チェックリストのは今担当の者が答えます。

○保健福祉課長（黒田美和課長）チェックリストの関係なんです、今お話しされた要介護の1から5までの施設のサービス、介護サービスを受ける場合は要介護認定申請を今までどおり行うことで考えております。その他の介護予防事業に関わるものについて、チェックリストで足りるものはチェックリストを活用する方向で考えております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○10番（橋場守議員）あの両方関しながらやるっていうことでね、だけど実際には金こんな下るわけで、あの今までどおりやるってなると相当負担が増えるんじゃない

ないですかね。それを何とか我慢して乗り切ってやっていただけるのでしょうか。まあ是非やっていただきたいという事を要望しといてね、次の質問に入ります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）今回の北海道議会でもね、子ども医療費の無料化をね、国に要求するっていう事でやってくれるようになってます。それでですね、実はあの私達議会議員もね、一所懸命頑張ってるね、まあ色々な福祉の問題頑張ってるし、町長もまあやって例えばさっき言ったあの幼稚園の問題なんかでもね、相当大胆に費用弁償頑張ってくれているんですけどもね、医療費の無料化についてね、沼田ちょっと遅れてるんですよ。私もちょっとわからなかったんですけどね、沼田は子どもの医療費は中学3年まで入院もそれから通院も全額負担していますね。ところがね、この空知でね、高校3年まで医療費を無料にして、入院もね、全て入院している所がね数でいうと多いんですよ。今あの高校3年までやってないところは、沼田町と新十津川と月形とそれから市でいうとね、多いんですね。深川やってませんし、歌志内やってると、滝川やってない、砂川やってない。あの残念だね。そういう風にあの3年までやってるところあります。高校3年までね。是非これをしていただきたいと思うんですけども、道でやってるのは、子どもの医療費の道の政策はですね、就学前に入院及び通院をやっています。それは小学生については入院だけ北海道として無料やっています。だから北海道が一番遅れてるんですよ。道がね。ここにきちっとやらせるってことになればね、幼児の800万ぐらいですから、町として負担しているのはね。確かそのぐらいだと思ったんですけど。ちょっと数字すぐ忘れるんですけども。それがね、結局国の施策としてやってもらえばね、浮くんですよ沼田町にね。そこに金出さんでも他に使える。そういう意味からあの国の制度で行うっていう要求はね、非常に大事だと思うんです。新聞見ると、国保法でそのね、国からこの国と一緒にやってない子ども医療費を無料にした分のね、国保でもってペナルティかけると。きているんだそうですよね。調べてみたらね、これあの沼田あれなんですよね、償還補助になってるんだよね。一回払ってきて向こうの領収書もらってきて、ここで申請をして、あとまあ一ヶ月かそのぐらい遅れてくるっていう、こういうところにはペナルティがないんだそうですよ。それでどこにペナルティがあるって言ったら、委任払っていうんですか。現物払っていうか病院では金を払わんでも、払わんで来て、来ないでね、自治体と病院が直接その点ね協定結んでやってればお金払わんで済むんですね。だけどそういうところがあるんですよ。そこまあ沼田はそうじゃないんでね。償還払いで後から一回払ってきますけども、そういうところはペナルティがついてると。これをやめれっていう運動がまあ全国で起こってるんですけども、それで償還払いではなくて、委任払っていうって、行ってかかってもそこでお金を払わんでもいいね、そういう方向を

ね、是非ね、深川では深川市立病院、あの住民の市民の人達が深川市立病院に行つて、かかった時には現金持ってかんでもいい。いわゆる委任払いでやってるらしいんです。沼田町も私は老人医療費がね、各自治体で無料化した時にはね、その委任払いを制度としてやってくれっていう要求を昔やったことがあります。まあできなかったんですけどね、それは各病院とやったら大変だからあれなんですけれども、高校生までのやつはね、例えば深川市立だとかそれから厚生病院がありますが、旭川の厚生病院とかそういう大きなところで協定を結んで委任払いにすれば、あのかかるとにかく給料前に金の無い時にね、子どもが体具合悪くなったっていったらね、やっぱり親行けないっていうんですね。現金なくてっていうのはね、そういう人も沢山いるという事でね、委任払いをしてくれっていう要求があります。しかしこの要求でなくて、国が無料化って言ってやってくれればね、そういう心配がなくなるので、是非ともね、あの国に対してね、無料化すれという事を要求してほしいんです。お医者さんに小児科の医者さんに言わせるとですね、子どもの時に早く手当をすればね、あの大きくなる前には病気が治るのにね、ちょっと手遅れにした為にそれがずっと長引くっていう様なね、結局はケチった為に医療費がかさむんだという事をね、小児科の先生が言ってますね。是非それを実現させてほしいという事で色んな運動があります。是非、沼田町の町長としてね、この声を丁度今回、あの請願書も出ますんでね、大いに頑張ってもらいたいと思うんですがいかがでしょう。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの医療費の無料化も国がやっていただければ私共が支出が減る訳ですから、それは当然あのやるに値する価値だなという風に思ってますので、それは取り組ませていただきます。それであと最初にその高校生の医療費の無料化の話ございます。私共まあこの話題もいつも話題に乗ってますね、いるんですけども、私共のまあこの沼田・新十津川・月形ってあげましたけども、私共の町はあの先ほど言ったがんばる高校生応援手当で、高校生3年間で毎月1万円出してますよね。ああいう制度は他の町やってないですよ。ですからそれプラスっていうのと、今その高校生全体で多分試算で150万ぐらい医療なるんですよ。ですけどまあ大したことないと言えばあれですけども、私共まあ他の町でやってない政策をやってその分の負担を、応援してますから、まあこの部分の医療費につきましては、中学生まででっていう考え方で今いるとこでございませう。それは御理解いただければと思います。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）通学費やそういう問題から本当に大いに評価してます。そこで、もう一つもうひと踏ん張りこれはね、是非やっていただきたいなど。一応あ

の請願も出てますんでね、次に。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○10番（橋場守議員）マイナンバー共通番号についてなんですけども、まああの29年のね、申請しなきゃならん、申告しなきゃならん住民税のあれなんです、申告用紙をね、見ましたらね、全部色んなところにねマイナンバーを作れって書いてあるんですよ。それと税務署に行ったら大きくマイナンバーを書きましようとかなんとかっていうそういうポスターまで貼ってるようだそうなんですけれども、例えば障害者控除をもらう為にも、個人その人のマイナンバー個人番号付ける様になってるし、それからですねまあ全ての人の子ども達扶養者いたらその扶養者の名前書いたらマイナンバーを付ける様になってるんですね。来てるんでそれで私たちはまあ新聞の読者の欄にもね、私は家畜でない、家畜の首輪を付けたようなね、番号はいらないと言われてるんですけどね。実はあのこういうのがあるんですね、マイナンバー制度運用一手担って、多額の税金が注ぎ込まれながら、運営の不透明さ、指摘されている総務省の天下り法人、地方公共団体情報システム機構っていうのがありますけれども、これで全国のね、20の政令市だけでね、この機構にそのナンバーの制作を頼んでるんだそうですね。2014年と15年でね、ここの会社に20の政令都市だけなんです。それだけで120億円、税金払って作ってもらってるらしいですよ。これが全市町になったらあちこちにこのマイナンバーのやつ注文行かないと思うんですよ。こういうこともあるし、それからですね、あちこちの国で例えば韓国やなんかでマイナンバーが紛失したとか、日本でもそういうのがありますね、そういうことがあって実際には個人のプライバシーが守られないっていう危険な状態があるんで、是非とも反対しようじゃないかという私たちはそういう運動はしてる訳ですけども、それでね、税金を納めに行ったら税務署でもって、マイナンバー書いてくださいと。書けとは言わないんですね。書けませんかという。なんとか書かせようとするんだけど、うちの色々な運動している人達がね、税務署や色々な銀行にわざわざ行って、これ強制ですかって言ったら全部どこも強制でないという事を回答しています。なんら処罰も受けないし、不利益を受けないという事を全てのそういう団体からね、回答をもらっています。それでですね、沼田のやっぱり色々な申請に来た時にね、それ書かなきゃならんより書かなきゃならんでなくて書く欄があるんですよ。そうすると職員の人がマイナンバーって言ってね、なんか書かなきゃならん様なね、町民の人がね、感じる様なね、そういう受け答えを是非あの町としてはやめてほしいと思うんです。それから沼田でそういう通知カードやそういう個人番号のカード発行しているんですけども、これのなんていうか、作ってもらう場所そういう場所はやっぱり決まってるんですか。それちょっと聞かせてほしい。まあここに書いたとおりですね、マイナンバーが導入された

米国や韓国で個人情報漏えいやなりすまし被害が深刻だという日本で被害が起きてるし、この制度化に反対すべきだと思うんですけども、町長はそういう反対できないか知らんけれども、どういう風に思うかちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。まあ懸念される事はまあある程度理解しますけども、まあ制度の趣旨はまあ今更申し上げる事はありませんので、まあ税の情報とかですね、まあ税務署へ提出する法定調書についての関係書類も前から記載をなってますし、社会保障分野ではまあ各色んな申請にですね、まあ町民の記載は町民の方々に記載していただいて、ご理解をいただいて運用しているという事ですから、まあうちの町の場合どういう窓口の私は直接わかりませんが、窓口で今そういった方のなんていうんですか、そういった方の問題があるっていうのは報告受けてませんから、私の町ではないっていう風に思ってますけども、それぞれきちっとやっぱり間違ってる対応はしてないという風に私は今報告を受けてます。うちの場合ですね、その業務は、26年11月28日以降、地方公共団体情報システム機構というところに事務委任しております。そこにしていますので、今発行業務も進めていたところでございます。まあこれに関してはきちっとやっぱりその情報管理については、沼田町個人情報保護条例に基づいてきちっと管理をしていますので、その情報の漏えい等ですね、防止も徹底してるっていう事で、ご理解いただければと思ひます。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）あの終わりますけど、教育長のやつは後ですね。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、後で。

○10番（橋場守議員）じゃあ終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）次に議席番号2番、津川議員。コンパクトタウン構想の今後の取り組みについてを質問してください。

○2番（津川均議員）2番、津川です。コンパクトエコタウン構想の今後の取り組みについてお伺いしたいと思ひますけども、町長も大変だね、あの怒る議員さんやら回数守らない議員さんやら色々いてね、町長にならなくてよかった。町長も二期目の2年目に入ってまあ大分町長という職にも慣れてきて、国の色々な省の行政の仕方或いは道への要請の仕方というものもかなり慣れてきているんだろうなという風に思っておりますけども、改めてですね町長の二期目特にやりたかったこと、コンパクトエコタウン構想、この考え方について再度まあ確認をさせていただきたいなという風に思ひますが、まず第一段階であるこの沼田クリニックそれから中核商業施設、これらの着工がまあ今年から始まった。これはあの極めて初歩の段階だと

私は理解をしております。目的はこの箱物を建てることではなくてね、このこれから造る地域密着型のその多機能施設これを起点として、まあこの質問状にも書かれてあります様に、まあ町長と職員の皆さんと我々議員もそして町民の皆さんも一体となった町づくりをすることがエコタウン構想の最初の目的だったはずだという風に私は理解をしております。だからこそ我々議会も議員もこの事について、予算或いはそのここまでするまでの間も何回か補正があったりですね、まあ計画の変更があったりしてる訳ですけども、それに承認をし、支援をして応援をしてきたつもりであります。しかし、何か今年なんかこの着工が始まってから、この箱物を造ることが決まって着工が始まってからもう一つ町長がやらなければいけない事っていうのは、もっともっと町民の皆さんに理解を求めてですね、或いは町外にアピールをして、この施設或いはこの構想を利用してもらい、支援してもらい、どうもその姿っていうかその取り組みが私は今一つ以前に比べると少しトーンダウンしてるのではないかなっていう気が致しております。それで改めて町長にあのエコタウン構想について、思いをですね、聞かせていただきたいと併せて、色々このこれから出来上がった時後に今度は運営が始まっていく訳ですけども、その運営をしていく上で、やらなければならないこと色々あるわけですけども、スケジュールを含めてどういう風に取り組んでいくのか、まずその点についてお伺いを致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）この出発はあの前の御存知かと思えますけども、厚生病院の無床化がスタートでございましてですね、これをどうやって乗り切ったらいいかっていうことがまずこれは出発でございました。就任して二年目にですねこの大きな問題をどうやって取り組んで町民の皆さんがいかに安心して沼田に住み続けられるかっていうのが大きなテーマでございました。その為にはきちっとした施設を造り、そして問題であった農協の問題とかを対応して、まあ色々協議しながら現在に至っています。まああの今議員が仰った様にですねこれはあの建物を建てるっていうのが目的では私もそれはもう十分に理解しているところでございまして、どうやってこれをこの箱物を造った後が、前にも言いましたけども住民の皆さんがやっぱりその中でですね理解をして、そして主体的に色々な活動を展開するといった形で色々なワークショップ等色々やらせていただいて、現在に至ってます。まあその中で色々活動も住民に主体的な活動も始まっておりますし、また今年7月にですね、展覧会っていうか、旧幼稚園の中でも色々行事を組まさせていただきました。そういった中でもやっぱり町民の皆さんが関心を持ってですね、やっぱり参加していただいています。まあそういった中でですね今私共は、まあ病院の7月オープンそれから多機能この施設が10月オープンをまあ目標としてます。まあそういった中でいかにこれを住民の皆さんが主体的にやっていただける方についての色々な私共も

内部できちっとそれを準備をしてですね、連携をして今その為に今準備をさせていただきます。まああの対外的に動かなかったことはございませんけども、ちゃんとあのそれらに向けて体制等先ほどまあ小峯議員からも質問ありました様にですね、あれもきちっと体制を組んで、そして住民に説明する様なまあ準備を今しているところでございます。まああのそういった意味でですね、これからこの施設を起爆剤にしてまあ中核施設もそうですけども、こういった施設が出来上がるそしてそれを内外にやっぱりアピールする手法も今検討しているところでございまして、きちっとこれを起爆剤として移住定住に結び付けるということやっていかなければいけないのかなという今準備をしているところでございます。まあこれはあの来年の10月、まあそんなのんきにしてるっていうことございませんけども、きちっとやっぱそれは向けてきちっと着々と今準備をしているところでございますので、新年度になりましたらそれをきちっとやっぱ相対的な中でですね、内外に町外のアピールとしていきたいという風に考えておりますので、ご理解いただければと思っております。まああの運営につきましても今デイサービスを中心としたデイサービスの新しい展開それから総合事業の展開も含めて色々な事業が今展開を今計画をしています。まあそういった中で、色々な方がやっぱりその施設の中で利用して気軽に集まっていたっていう事も含めてですね、病院の経営も含めて今色々打ち合わせさせていただいているところでございますので、今後ともそういった姿勢でですね、来年に向かっていきたいなというところでございます。

○2番（津川均議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）そうですね。あの町長生命をかけてこれはなんとしてもやるとげるんだっていう強い気持ちを今聞かせていただいたのかなっていう風に思いますので、少し安心しておりますけども、ただこのこれが出来上がってからやる、この建物が全部出来上がった時に、同時にこうやっていたんでは遅い事って山ほどあるでしょう。これができる前にまずその例えば周辺整備をするとか、それからまあさっき杉本議員の方からお話しがありました様に、まあ信号を変えたりですね、道路の事情もっと移動しやすくしたり、この建物の今度できるクリニックの周辺も色々な方面から車が入れるようにしたり、人が入れるようにしたり利用しやすい様な形にしていかなければならない。それからまあさっき町長がなかったように思うんですけども、町内だけじゃないですよ。この施設をまあ起点として町内であの町全体で住民の皆さんと一緒に盛り上がり、できれば他町村の人達からもいいエリアだと、是非あそこでまあ治療してもらいたいし、まあ或いはそのデイサービスとかその他のまあ色々多機能ですから、まあそういった施設を利用してみたいっていう方もいらっしゃるかもしてない。まあそうなっただけなければならないと

すると、健康な方は中々来ないんですからそういったあの体の不自由な方、車の運転出来ない方だとかっていう人のことを考えると、さっきの久保議員だとか鶴野議員のJRの問題だってこれ真剣にやっぱりやらなきゃいけないことですよね。先ほどの答弁の中で町長は、JRの問題については沼田だけの問題ではないっていう風に仰いましたけども、私は違うと思うんですよ。沼田の問題なんですよこういうのはね。沼田がどうするか、他の沿線の町村がやらなくたって、沼田だけでもやらなきゃいけない運動だという風に思いますし、要請だという風に思います。そういう気持ちを持ってこのエコタウン構想っていうのもやっていかなければ、国の予算がつくから道の予算がつくからつかないからではなくて、ついてもつかなくてもやりたいっていう気持ちで始めたんじゃないんですかね、町長。そうだとするとね、今言ったように、早急にあの急いでやらなきゃならない周辺の整備、それと同時にもう遅いぐらいだと思うんですけど、今からPRしてしとかなきゃいけないんじゃないですか。町民の皆さんや町外の皆さんに。例えば今この後補正が行われる厚生クリニックへの電子システム、これを導入することによってまた例えばレントゲンやなんかあの色んなそういう情報がそのリアルタイムで見れるようになるわけでしょう。そういう風に説明を伺いました。とすると、患者さんのその待ち時間っていうのが減るんですよ、そのおかげで。効率がよくなるんだよねどんどん。患者が今皆さんどこの病院行っても嫌がるの待ち時間が長い事。回転が悪い。じゃあそういうのも解消できるんでしょう。だからそういうのもPRする。町民の皆さんは当然、町外にも色んなPRをする。その方法っていうのは例えばふるさと納税のお返し物の中にそういったPRも含めて送ってやる。それから東京沼田会もしかり。色んなその夜高あんどんの祭りの時にもそんなPRをどっかにね、きちんと。朝ドラのべっぴんさん町長見てます。見てない、あそうじゃあ駄目だ。だいきゅうに出店するのにね、あのキアレスっていう主人公の洋服店が、1日目2日目誰も来ないんですよ。それでみんなで手分けしてビラを貼ってねPRに、そしたら次の日山ほど人が来た。やっぱりね、PRしなきゃ駄目なんだと思います。だからそういった点はもう今から始めないといけない。出来上がってからPRしたんじゃないやっぱ駄目なんですよ。遅いぐらい。それと併せて一番大事なのはやっぱり町民との懇談。町民にこの施設構想をやっぱり理解してもらって利用してもらって、町外へ広めてもらわなければならない。この事が一番大事。一体となることが。だけど、去年は何回か町民との懇談会をもっておられるみたいですけども、お聞きをすると今年はまだ1回か2回しかやってないんですよ。一番の肝心の町民の皆さんに今町民の皆さんはこのクリニックを建てるっていうことはわかります。その後デイサービスセンターだとその多機能センターを造るのはわかってるけども、我々ほど説明も受けてませんし、あの細かなことは一切わからない。あんなもの作ってどうするんでしょう

ねっていう人も何人かいらっしゃいます。そういった人たちに、きちんと理解してもらって利用してもらおう、これはやっぱり一番大事だと思うんです。だけど、残念ながらそういう懇談ってというのは、今年に入って町長はまあ忙しいのもあるんでしょうけど、だけど今やらなきゃいけないことはそういう事なんじゃないんですかね。改めてそういう町民との懇談をこれまで以上に、建てる時だけ、予算をつける時だけ町民に説明をしたんではやっぱり駄目だと。造るだけ造ってあとは知らん顔かっていうのはたぶんの町民の皆さんの声だと私は思う。このことも含めてですね、あの今後更にどういった方針で今申し上げた事を深めていくのか、できれば具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）PR当然しなきゃいけませんし、今何回も言ってます様に、その中身の運営について今論議をしているところです。きちっとこれがある程度の方向がまとまった段階に早急に早めにですね、早めにやりたいっていうのが今考えているところでございまして、何を準備をしてないわけではございません。きちっとやっぱり町民に説明できるようになるのが今準備中でございますので、今しばらくお待ちいただければ、早めに年度内にでも早めにやる考え方で準備進めておりますので、もうしばらくお待ちください。これをきちっとやらないと中々町民の皆さんをどうやって利用とかまだできませんし、我々も内外にこれをちょっと宣伝をしてですねいくっていうのは当然だという風に思ってますので、今その準備をして来年度予算にかかるものも含めてですね、今予算の提案も3月させていきたいという風に思っておりますので、それはきちっとぬかりないように対応していきたいという風に考えています。

○2番（津川均議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）あの先ほど申しあげました様に、まあ町長がどうしてもこの構想やりたいんだ。その思いを聞いた時に、我々も理解をして賛同を致しました。予算も通しました。町長と同じぐらい我々も責任あるんです。このコンパクトエコタウンには。町長だけの問題ではない。職員だけの問題でもない。我々議員も当然責任のあることですから、しっかりとあの早めにそういう対応を取っていただきたい。要請で。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○2番（津川均議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。10番、橋場議員。小・中学生に対する就学援助の充実についてを質問してください。

○10番（橋場守議員）10番、橋場です。発言通告には金額のことね、書きましたけど、入学準備金の額いくらですかって書いたけど、これわかってます。すいません。支給日だけはね、教えてほしいんですけどね、まあ大体聞きましたらね、最初からやっぱきちっと読まなきゃ駄目ですね。憲法26条には義務教育はこれを無償とする。と定めているところですが、教科書以外様々な費用を納めなければならない。生活保護受給者世帯には、国から援助があるが、それ以外の収入の少ない世帯に対しては各自治体が自主的に就学援助を行っているのが現状であります。本町に準用保護世帯に認定する収入はいくらにしているか。あの準用保護をね、あの認定する場合のこの収入ですね。生活保護基準の何倍という事で、まあ1.2倍というね聞きましたけれども、実際にはあのこれ自治体の任意なんですよ。場所によってはね、1.3とかね、もっと多くしてるとこ沢山あります。これはね、是非それでもっと増やしてほしいなという事であります。支給日なんですよけれどもね、大体あの今度道として要求してるのは、2番目のですね新入児童のね、入学前にね、やっぱり支給しないとね、実際に借金してね、入学準備をしてあとからお金がくるっていうんじゃないやっぱね相当辛い思いをさせると思うんで、是非ともですね、4月1日の入学式までに準備ができる様なね、時期に支払う様にしてもらった方がいいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）就学援助の関係につきましては、只今橋場議員で生活保護基準の1.2って言ってましたけども、正確には1.25ということで数字が見込みで書いてあります。ただし、この金額につきましては、民生委員さん、児童委員さんに意見を聞いて決定をさせていただいておりますので、必ずしも1.25で決めるという事ではなくて、その人方の状況に応じて超えることもあるという事で、ご理解をいただきたいという風に思います。それから支出準備金の支出の日なんですよけども、従来まではやはり4月の入学日の時に、その用紙を配りまして、それを提出していただいた後に、民生委員会を開いていただいて、意見を聞いて、その後教育委員会を開いて決定をするという事で、従来は6月頃に交付していたんですよけども、その時にはこの入学準備金以外の部分も半年間全部まとめて支払ってるという状況にしております。各近隣の市町村確認をしてみたんですよけども、やはり同じぐらいの時期に交付という事なんですよけども、やはり準備金でありますのでなるべく早く交付できるように検討したいという風に考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○10番（橋場守議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員。

○10番（橋場守議員）生活保護を受けている方のね、準備金はまあ小学校4万6

百円ですか。そして中学生には4万7千4百円という事で、あの決まってるんですけど、これは生活保護の方はあんたたちには関係ないんですか。向こうの方ですか。入学準備金の生活保護を受けてる人には4月の入学前に出しているのでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員、教育長以外に質問になりますが。

○10番（橋場守議員）こっちの入学準備金のやつね、教育長は要保護しか関係ないんだよね。準用保護ね。それでそっちにももしあれだったら聞きたいなど。いいですしたら、わかりました。まあ是非ですね、あのまあ言ってみれば仏つくって魂いれずなんだよね実際にね。そういう形はつくったけどね、実際魂が入ってない状況なので、是非ともあの入学前に準備まあ店に行って買ったりなんかしなきゃならんわけですからね、それができる様な時期に支給される様ね、是非あの要求しまして、終わりにしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、2番。津川議員。社会教育施設の運営方針について、質問してください。

○2番（津川均議員）2番、津川です。教育長のあの行政報告の中のその社会教育施設の利用状況について若干お伺いをしたいという風に思います。この利用状況を見ますとね、まあ今回はその資料館だとか化石館だとかは別にして、本当に夏季間に限られた施設について、考え方をお伺いしたいという風に思います。この利用状況を見るとパークゴルフ6, 929人。町長と高田副議長が大好きなテニスコートが2人。まあそれぞれねあのまあこういう施設っていうのは書かれてあるとおりの色々な条件によってその年まあ急に使われたり、利用者が多かったり、少なかったり、或いは天候に左右されて利用できなかつたりっていう面が多いんで、あの利用状況がいいからね、いい施設だとか、使われてないから悪い施設だとかっていう判断ができるものではないという風に私も理解は致しております。ただせつかくある施設ですから、やっぱりある以上は多くの方に利用してもらわなければならない。その為にどういう風にすべきなのか、まあ先ほどの町長への質問と同じ様にね、やっぱりPRがまだ下手なのかな。或いはその利用をしてもらえないとすると利用してもらえない為には、何が不足してるのか。まあそういう調査もやっぱやらなきゃいけないと思うんですけども、まあそういったこういう施設に対して、教育長はあの今後どういう方向で取り組んでいかれるのか、まず基本的な事からお伺いしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）只今のご質問でありますけれども、今津川議員さんが仰った様に教育委員会が管轄している施設、どうしてもあの天候で左右されるっていう事が非常に多いございまして、まあ今言われました様に施設一人でも多く利用していただきたいという事は、私も同じ同意見でございます。施設の中で何点か出

させていただいた中で、考えてるのはやはりパークゴルフ場が他の施設とどれだけ違うのかっていう様なことでちょっと調べさせていただきますと、今年北空知管内でパークゴルフ場で町外から来ていただいて大会をするっていうのが28件ございました。その中で近隣見ますと北竜町が9回開いております。雨竜町が7回、妹背牛町が5回、秩父別町が1回、沼田町は残念ながら3回っていう事で、少なくございます。これらは町外から来るっていう大会については、大会だけじゃなくてその前に練習に来られるっていう事も考えますと非常にやっぱり町外から来られる大会っていうのは非常に大事なんだなという風なことまあ感じ取った訳でありまして、まああのパークゴルフ協会との相談しながら29年度についてはそういう大会も開かさせていただきたいなと思うんですけども、ただ実際にスポンサーが必要になってきますので、そういう事をまあ検討していきたいなという風に思っております。またあの化石館の体験館なんですけれども、非常に従業員が一所懸命やっただいて、色んな事を計画していただいています。その中ではやはり一回来た人がまた来てもらいたいという様なそんな事を工夫しなければいけないだろうという事で、毎月来ても違う体験ができる様な事を考えて今年やっております。また、今化石ですとか、鉱石ですとか沼田に色んな物がありますので、それらをそのクリーニングの体験だとかする時に、数十種類できるものですから、そんな事も毎回きたら違うそのクリーニングをやれることという様な楽しい取り組みでやってけばまたリピーターとして来てくれるんじゃないかなという事もありますし、やはりあの家族でそれを楽しみにしてくれる方々もいらっしゃるということもありますので、そこら辺を大事にしていきたいなという風に思っています。全体的には私10月からきて、中々中身がわからないんですけれども、来年に向けてどうしたら施設を有効活用、一人でも利用していただけるのかという事をこれから検討させていただいて、来年度に向けて取り組んでいきたいという風に思っておりますので、ご理解をいただきたいという風に思います。

○2番（津川均議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、津川議員。

○2番（津川均議員）あの確かにね、そういうイベントをもって利用してもらう人を増やすというのも一つの方法ですけども、中々一つのイベントやる、大変なんだよね。まあパークゴルフだとその協会にお願いをして色々準備してもらわなきゃいけない。けどその手当だとかそういう報酬は一切出せないしね、これボランティアでしてもらわなきゃいけないんだよね。中々それは難しい。ただあのそういうもの以外の方法で例えばね、そのほたる館とどっかここの施設をうまくリンクさせて利用料が少しサービスになるとか、安くなるとかね、そういう方法だと考えられるし、単独でも利用が少ないのであれば、例えばその料金を少し下げて利用しやす

くしてもらおうとかね、色々な方法が考えられると思うんですよ。使っても使わなくても同じ管理費がかかる訳ですから、JRでもね聞くと、その一日8本ぐらい往復あるんですけども、その内の2回か3回、回送してるの。つまり行ってね、行って乗せてくればいいのに、空で帰ってるの。そういうの2回ぐらいあるの。赤字だったら乗せてこいよって、一人でも二人でも。思うでしょ。そういうあり方をね、JRはやってないで赤字が増えたって自分で文句言ってる訳でしょ。だからまあそれは別なんだけど。そういった方法でね、あの取り組んでもらえると町民の人もそれから町外の人もけっこう使ってくれてるんでね、体育館だとか野球場だとかね、そういった方々にもあのそういう結構回数使ってくれる人には、まあ回数券ではないけども、若干の割引をしてあげるだとかっていう風にするともだまだ使ってもらえるのかなという風に思いますので、是非あの来年度は検討をしていただきたいという風に思います。意見で終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。以上で一般質問を終了します。ここで暫時休憩をとります。時計の針で5分まで、7分ほどですけども休憩をとりたいと思います。

15時58分 休憩

16時04分 再開

（ 一 般 議 案 ）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。日程第9、議案第88号。沼田町農業委員会の委員の定数に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）議案第88号。沼田町農業委員会の委員の定数に関する条例について。沼田町農業委員会の委員の定数に関する条例を提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。沼田町農業委員会の委員の定数に関する条例。沼田町農業委員会委員定数等条例、平成17年条例第5号の全部を改正する。趣旨第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律、平成26年法律第88号、第8条第2項の規定に基づき、沼田町農業委員会の委員、以下農業委員という。の定数を定めるものとする。農業委員の定数、第2条、農業委員の定数は、12人とする。附則以下は朗読を省略致しまして、提案理由を申し上げます。今年4月1日より、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員の選出方法が公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更となり、定数を定めることとなったことから、定数の考え方につきましては、事前にご説明させていただいたとおり、定数12名で農業委員の定数条例をご提案させていただきます。なお、この法律の施行日は、現在任期中の委員が退任される日の翌日から施行されるということで謳われておりますので、次期改選期となります平成29年7

月20日より施行されることとなります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第88号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第89号。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第89号。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。この条例は公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により、条例で定めているものであり、町職員の派遣についての定めであります。今回の改正内容につきましては、職務経験等を生かした中で、社会福祉協議会等への派遣させることのできる職員に定年退職後の再任用職員を加えることとする改正でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第89号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、議案第90号。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第90号。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。条文の朗読を省略させていただき、提案理由を申し上げます。この条例は、育児・介護との両立を支援することを目的とした国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う、町条例の改正でございます。改正点は3項目でございます。1点目に、育児休業等に関わる範囲の拡大でございます。特別養子縁組の成立に関わる看護を行う子等の拡大。2点目に、1つの介護状態ごとに3回か、かつ6ヶ月を超えない範囲での介護休暇の取得。3点目は介護時間の新設であり、連続する3年か1日につき2時間以内の介護時間を新設であり、国の改正準則に沿った改正であり、施行日は平成29年1月1日でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第90号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12、議案第91号。平成28年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第91号。平成28年度沼田町一般会計補正予算について。平成28年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算第8号、1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算第8号。平成28年度沼田町の一般会計の補正予算第8号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,059万4千円と定める。2項省略致します。平成28年12月15日提出、町長名でございます。9頁をお開き願いたいと思います。9頁歳出でございます。2款総務費、1項2目情報推進費、11節需用費、印刷製本費6万5千円の減額補正でございますが、広報ぬまたの印刷製本に係るものでありますが、年度末までの所要額を見込み、減額を補正するものでございます。14節使用料及び賃借料6万5千円の増額補正につきましては、防災情報を発信致しますメールぬまたのシステム使用料の増であります。3目OA管理費20万3千円の増額補正につきましては、国の求める地方自治体の情報セキュリティ対策に係るものにつきまして、ハード部分につきましては、平成28年度繰越明許費をもった中で取り進めておりますが、インターネット接続系のセキュリティを高くするため、北海道と市町村が協力し構築する北海道情報クラウドサービスの通信費と使用料2ヶ月分の計上でございます。9目企画費64万1千円の増額補正でございますが、地域密着多機能型センター診療施設の建設工期が2月14日までであり、年度末までの施設の光熱水費、ネットワーク幹線の通信費、建物共済保険料など所要額の計上でございます。17目スクリーンセンター費、13節委託料370万円の増額補正でございますが、施設運営する上で、早急に対応すべき修繕にかかります管理委託料でありまして、主な修繕を申し上げますと、浄化槽ポンプ配管修繕・厨房給湯管漏水修繕・露天風呂加温用三方弁の修繕等となっております。22目光ファイバー管理費102万7千円の増額補正でございますが、光ケーブル支障移転に伴います、移転修繕及び移転工事費でございます。当初予算段階におきまして、一定程度見込んでおりましたが、道営事業に伴います移設補償工事を含め、年度末までの所要額を見込み増額するものでございます。なお、特定財源として99万円を計上しておりますが、移転補償工事の補償費を見込んでおります。10頁をお開き願いたいと思います。3款民生費、1項3目介護支援費、28節繰出金11万7千円の増額補正であります。地域支援事業と致しまして、介護保険特別会計に人件費分を繰出ししております。後程介護保険会計で説明がありますが、給与改正に伴います人件費増分の増額補正であります。6目重度心身障がい者等医療費、20節扶助費116万6千円の増額補正であります。対象者の増に伴います医療給付費の所要額を見込

んだ増額補正であり、財源につきましては、国庫支出金として2分の1を見込んで
いるところでございます。7目高齢者医療費、19節負担金補助及び交付金239
万円の増額補正でございますが、これにつきましては平成27年度後期高齢者医療
給付の確定に伴います補正でございます。4款衛生費、1項9目沼田厚生クリニッ
ク運営費793万6千円の補正につきましては、指定管理者であります北海道厚生
連で購入を予定しておりました医療機器などの購入費が当初予算計上時を超えるこ
とから、議決予算内で医療機器及び電子カルテの導入について協議を進めた結果、
オープンに併せてカルテ等のデータ化をすることが将来にわたって利便性を高める
ものと判断し、予算不足となるものを増額補正するものでございます。2項清掃費、
2目塵芥処理費、3目し尿処理費の減額補正につきましては、平成27年度ごみ・
し尿の確定に伴います負担金の補正でございます。11頁をお開き願いたいと思
います。3項1目上水道施設費502万8千円の減額補正につきましては、水道事業
会計の繰出金の減額であります。後程水道事業会計で説明があると思われま
すが、受託工事費の減分から給与改定の増分等を差し引いたものの減額補正とな
っております。6款農林水産業費、1項8目農産加工場製造費620万円の増額補正
であります。7節賃金、加工場臨時職員賃金の増、11節需用費120万円につ
きましては、加工品の梱包箱・ビンに貼るシュリンクフィルム等の増、16節原
材料費400万円につきましては、加工用トマトをはじめとする加工用原材料の
購入と製品として出荷する為のビン・缶などの容器購入費の増額補正であり、
財源につきましては農産加工品売払い収入を充当することとして計上致して
おります。7款商工費、1項2目観光費140万円の増額補正であります。北空
知1市4町の北空知観光ネットワークが新たに取り組みます。北空知観光実践
プロジェクト3ヶ年事業の初年度目の事業となります。国内観光の個人旅行
者をターゲットとした取り組みを進めるとともに、札幌や首都圏に対し北空
知の観光知名度向上を図り、旅行客を誘客し、消費行動を起こさせ、地
域経済を活性化させる観光事業を展開することとした事業であります。今
年度の具体的な計画と致しましては、観光商品整備と致しまして、旅行
会社と連携したモニターツアーの実施、北空知観光情報調査と致しまして、
北空知観光資源の情報誌によるPR、北空知の宣伝広告PRとして情報誌
北海道応援マガジンに北空知号の作成を計画しております。なお、8月の
第7回臨時会において補正予算第4号でございますが、国費地方創生加速
化交付金を活用する事業と致しまして、同じく北空知観光振興の取
組み用として35万円を議決いただいたところでございますが、事業内容
或いは計画の違いについて簡略に申し上げますと、加速化交付金事業
につきましてはインバウンド、訪日外国人旅行者を対象とした単年度
事業としておりまして、今回の事業につきましては国内の旅行者を
対象とした計画であり、事業期間につきましても3ヶ年間を計画している
ところで

ございます。また今年度1市4町の全体事業費と致しましては700万円となつてございましたが、負担額は1市4町まあ同額140万円という事で負担となつてございまして、財源につきましては全額を道費地域づくり総合交付金を見込んで計上しているところでございます。12頁をお開き願いたいと思います。8款土木費、4項1目公共下水道費、28節繰出金1万9千円の増額補正でございますが、給与改正等に伴います増額等、共済組合費の減額を差引したものによります、繰出金の増額補正でございます。5項住宅費、1目住宅管理費、18節備品購入費105万1千円の増額補正であります。公営住宅に係ります蓄熱暖房機・電気温水器等の購入予算であります。故障時に迅速に対応ができる様、予算措置するものでございまして、財源につきましては住宅使用料を見込んでいるところでございます。9款消防費、1項1目消防施設費、19節深川地区消防組合負担金の減、1,042万9千円でございますが、前年度繰越金の確定と3年毎に精算されます退職手当事前納付金の精算収入に伴います負担金の減額でございます。10款教育費、1項4目教員住宅管理費、15節工事請負費148万円の減額でございますが、教員住宅3棟解体分の入札減に伴います減額でございます。3項中学校費、2目教育振興費、11節需用費23万4千円の増額補正であります。中学1年生から3年生のデジタル教科書の購入でございます。平成28年度は教科書の改訂の年であり、当初予算編成時におきましては、教師が使用する教科指導書についているデジタル教材付属データを活用することで、電子黒板に活用することで予定しておりましたが、付いてきた付属データが授業に対応し得るものでなかったことからこの度予算措置し、購入するものでございます。13頁をお開き願いたいと思います。4項社会教育費、7目図書館費81万2千円、図書館システムセキュリティ対策として計上したものでございますが、現在図書館で利用しております図書館システム、会員データ等を含むパソコンでございますが、インターネット回線と繋がっていることからこの切り離しに係る委託料20万6千円と、備品購入費60万6千円につきましては、前段で申しあげました切り離すことによって必要となるパソコン1台の購入と現在町民閲覧用として設置しておりますパソコン3台がOSビスタを使用しており、平成29年4月11日でサポートが切れる為、今年度中に更新するものでございます。8目町民会館費、11節需用費20万6千円の増額補正につきましては、町民会館の修繕に係ります費用でございます。11款公債費につきましては、財源の組み替えでございまして、前段申しあげました8款住宅管理費の補正に伴うものでございます。12款諸支出金、1項4目振興基金費、25節積立金46万2千円につきましては、現在公募をかけております旧法務局跡地でございますが、公募前に土地の東西に隣接する家屋所有者に対し、購入規模を確認したところ、3メートル幅と3.6メートル幅での購入希望があり、土地面積で60㎡と72㎡となりますが、各々

販売し、販売額46万2千円を振興基金に積み立てるとしたものでございます。14頁をお開き願いたいと思います。13款1項1目職員費、419万8千円の減額補正につきましては、職員の退職及び11月臨時議会で議決いただきました給与改正、人事異動に伴います会計款移動によります給与・手当・共済費の所要額を見込み補正するものでございます。

7頁をお開き願いたいと思います。7頁、歳入でございます。11款地方交付税、1項1目地方交付税378万8千円の増額補正でございますが、今回提案しております歳出予算とその財源を見込み、不足する額を増額し収支の均衡を図ったものでございます。16款道支出金、1項2目民生費道補助金58万3千円につきましては、3款民生費でご説明申し上げました、重度心身障がい者医療給付の財源であり、補助率2分の1の額を計上してございます。同じく6目商工費道補助金140万円につきましては、7款商工費でご説明申し上げました北空知観光ネットワークへの負担金に対する財源であり、地域づくり総合交付金事業と致しまして補助率10割を見込んで計上してございます。17款財産収入、2項1目不動産売払収入46万2千円につきましては、12款諸支出金で説明申し上げました旧法務局跡地の隣接地の販売代金収入でございます。同じく3目生産物売払収入620万円につきましては、6款農林水産業費、農産加工場製造費に対する財源と致しまして、加工品の製品売払収入を見込んでいますところでございます。8頁をお開き願いたいと思います。21款諸収入、4項5目雑入につきましては、光ケーブル移設補償負担金99万円と、過年度3ヶ年分の退職手当組合負担金清算金と致しまして82万9千円を計上してございます。22款町債費、1項5目臨時財政対策債1,000万円の減額であります。臨時財政対策債につきましては、国からの発行可能額が示されたことによります減額補正でございます。

以上、申し上げます。提案説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保です。歳出の9頁の17目スコーレセンターについて伺います。スコーレセンター、9頁ですね。この説明にスコーレセンター施設管理業務委託料って書いてあるんですが、スコーレセンターはあのシダックスさんに指定管理者をしていますよね。物件は所有者が沼田町だということなんですけれども、あの委託するという事は、シダックスさんへこれ出すという事になるのか、そしてこのもし委託料的な事であれば指定管理者に対しては、年度の前に金額が決ま

ってるのに、なぜこのようにに補正対応がこう増加するのかと。まあこのような形でもしどんどん増えていくのであれば、あの委託料っていうのは最終的に総額どのような金額になるのか。過去の金額はどれぐらいだったのか。それは経過年として増減してるのか減ってるのかと。この辺ちょっと非常にわかりにくいんですよ。あの今まで町民にこの委託料に関してどのような説明をしてきたかも含めてご説明をお願いします。

○1番（高田勲議員）関連。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。関連で高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。あの認識としては普通のランニングでの運営に係る経費はシダックスさん。そして設備、外構も含めたメンテナンスは町持ち、所有者が町なので、そういう風に認識してたんですけども、浄化槽とか風呂とか屋外ポンプとかこれはあくまでも設備じゃないのかなっていう風な認識なんですけど、修繕と委託の、修繕も当初から予算組んでたはずなんですよ。境目どこなのかっていうのを教えてください。

○議長（渡邊敏昭議長）関連で他にありませんか。それでは総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。前段の久保議員の質問の分でございますが、スコアセンターの指定管理、まあこれあの3,600万円程で年度当初予算からは変わっておりません。まあこれあの施設の運営費という形でですね委託して、毎月まあ12分の1で支出してございます。今程の補正でございますが、これにつきましてはですね、施設の維持補修に関わります分でございますが、年度当初もですね、一定程度は見込んでいる部分があります。まあその中でまたあの今年度当初予算であれば、工事請負費という部分でも持ってた部分はあるんですが、まあ既に議員各位も気づかれてるかなと思いますが、今年の年度初めの当初予算の中ではですね、クリスタルホールのカーペットまあきれいになったの見られてると思いますが、まあそういう物につきましては、予めまあ町として改修・修繕まあそういう物は工事費として持ってるものがあります。それとあと経年によってそろそろ取り替えなければいけない物、今年で言えば操作盤だとかも取り替えてますが、まあそのような物につきましてはですね、事前にまあ予算を持った中でですね、取り替える。あと年間の管理につきましては、例えばエレベーターの保守点検だとか、例えば浄化槽の点検だとか、色々と各種あの施設でありますので、点検料これは一定程度検査料という形でこのような形で管理委託料で持ってまして、まあ今回補正させていただきましたのは、突発的なまあ修理ということで受け取っていただけたらと思っております。基本的にあの施設全体がもう23年程経っておりますので、まあ総じて経年劣化が始まっておりまして、まあ年度当初でもですね、一定程度必要と思われるまあ今年度中に修理しなければいけないものというものは、年度当初で一定程度見

ておりますが、なにせ施設自体全体が古い為に、我慢できるもの、まあごまかしごまかし使えそうなものは一部まあ明年以降に直そうかまあ計画的な改修の中ですね、まあそういう事で先延ばししたものが年度内にまあ故障して、まあ修繕が出てくる。まあそういう物をですね、まあ今回総額で370万程ですが補正させていただいたところでございます。後段のあの高田議員さんの質問で。

○5番（久保元宏議員）俺のに全部答えてないよ。

○総務財政課長（菅原秀史課長）増額。はい、すいません。昨年から見ますと増えております。昨年は100万ぐらいの補正だったかなとちょっとすいませんが、昨年より増えておまして、これもあの継続的と言いますか、総じてまあ今後も大規模改修をしない限り、一定程度は増加傾向にあるのかなという風に思います。はい。よろしいですかね。それと高田議員さんの質問でございますが、修繕のどこまでっていう部分でございますが、今までの経過でちょっとお話しすると、例えば3年ぐらい前でしたか、例えばバスの車種部分か足回りが壊れた、あれは50数万円確かかかったと思いますが、まあこの辺につきましては、町のまああれはバス自体町の所有ですので、町の管理費という部分で直します。そんな中で例えばまあこういう言い方したらあれですけど、例えばタイヤがパンクしたとかそういうその不可抗力と言いますかね、まあそういうものにつきましては、シダックスさんと言いますか指定管理者の方での年間の一般の管理費の中で対応していただく。ちょっとわかりづらい表現かもしれませんが、基本的に経年によって壊れたものにつきましては一定程度町が責任を持つ。あと使用の中で壊れたようなもの、まあそういうものにつきましてはですね、指定管理者の方で対応していただく。ですので、基本的に細かな修繕も含めて1件1件町とまあ協議、指定管理者とは協議をさせていただけるような状況にはあります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）あのじゃあ金額ではなくて、あくまでもその発生した理由とか状態を見ながら工事請負費は工事、それからこういう風に指定管理者で出す分は指定管理者で出すよっていう風に決まってるっていう話でよろしいか。はい。それじゃあですね、あのまあ370万の仕事がある訳で、今聞くのだけ聞いたら浄化槽とか風呂とか～ポンプとか全部水なんだよねこれ聞いたら。きちっと町内の業者が参入できるようにあの町でせっかくお金出すんだから町の中にお金回る様な仕組みになってるのかどうなのかっていうのが1点と、まあ370万予算、まあ補正で組んだんだけど、370万以上は使えないんだろうし、まあシダックスが出せば使えるのか。仕組み的には。だけど、本当に370万かかったのか、369万5千円

でだったのか、そういうメンテナンスというかそういう風なチェックはしてるのかって話と、今の例だったら残った5千円どうするのって話教えて。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、関連でありませんか。はい、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。改修・修繕につきましては、基本的に町内業者を使っていただく様にしています。ですが、中にはできないものもありますので、というのは町外に一部いってる様なものもあると聞いております。あと、今回370万補正致しましたが、これあの初めからお渡しするじゃなくして、実際に払った契約或いは支出、まあこれに基づいて支払ったものだけをお支払いするってことにしておりますので、先払いではなくですね、最後の実績払いと言いますか、まあそういう形でしておりますので、余分に払う様なことはありません。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑はありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、大沼議員先に。

○3番（大沼恒雄議員）あの町がまあなんていうんですか、直すものに対してね、シダックスさんにお金を出してシダックスさんから発注してもらってという感覚なんでしょ。だけど町がもしお金を出すんだとしたらね、その部分町が発注してあげたら駄目なものなんですか。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でありませんか。はい、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。一応建物的にはですね、今全てお任せをしているという様な考え方の下ですね、あと基本的にあの不具合があった場合、まあ一定程度先に見積もりをシダックスさんの方で取っていただいて、その辺ですので今回も予算額と致しましてですね、事前に300万程、当初予算の中でも何か緊急事態に備えられる様、まあ町でいきますとまあ俗に言いますまあ予算が無いとももちろん発注行為ができない。その様な中で、指定管理の中ではですね、こういう様な体制でやらさせていただいております。

○議長（渡邊敏昭議長）大沼議員、よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他にございませんか。

○5番（久保元宏議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、久保議員。

○5番（渡邊敏昭議長）別件です。今度あの11頁。観光費なんですけど、あの北空知観光ネットワーク、これ広域でやるっていう事で、まああの求めてたことだと思うんで、よろしい事だと思います。ただ、この事業の思想というのは、過疎化対策で海外インバウンドを中心にやってくっていうことだったんですが、今の課長の説明を聞きますと、まず首都圏札幌に対してという事でまあ来年度以降云々というこ

となんですけど、せっかくの予算なので最初から海外インバウンドに集中してやるべきでそんな札幌や首都圏はもう既に沼田町は町長中心にトップセールスしてるので、ちょっとお金の使い方がもったいない様な気がするんですがそこはどうなんでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、関連でありませんか。はい、この件については総務財政課長。はい。

○総務財政課長（菅原秀史課長）すいません。私の説明が悪かったかのかなという風に思っておりますので、詳細については担当課長の方がいいのかなと思っておりますが、国の加速化交付金を使ったのがインバウンド観光っていう事で実施しております。それは別で動いております。今回の補正につきましては、インバウンド観光じゃなく今回1つの北空知観光ネットワークができた中で、前回の国費の段階ではインバウンド観光という様な分でしたが、それに併せて道費を使った中で国内にもという、まあですからまあ2つの事業併せ技によってまあ国内外という風に思っていたらいいのかなっていう風に思っておりまして、もしそれであればまた担当課長の方から。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員よろしいですか。

○5番（久保元宏議員）いいです。わかりました。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。はい。他に質疑ありませんか。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）7番、鵜野です。14頁の職員費について、ちょっと聞き逃したのかわからないのもう一度聞きたいんですけども、超過勤務手当870万これ人事院勧告で増えたのか、それとも純粹に超過勤務での870万の増なのかそれが去年より多いのか少ないのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、関連でありませんか。はい、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。今回あの臨時会で議決いただきました事におきましてですね、若干給料も上がりますので、これに伴いまして給料に上がった分によりまして、若干のまあ単価アップもありますが、見ていただきましたとおりですね、まあ時間外が多い状況になってございます。その中で1つの要因と言いますか、まあ職員数昨年と比べると、まあ4名程減っている様な部分もあったりもします。今回あの全体の中でまあ会計款移動等もありましたが、基本的に時間外が増えている状況にありまして、その中で昨年と見てという質問もあるのかなと思っておりますが、昨年以上に増加傾向にありまして、そういう様な状況にあります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）あの監査の話するのおかしいんだけど、去年のあの意見書に超過勤務の関係何とか緩和しなさいよっていうことがあって、昨年までは今までの地方創生の関係やら色んなことで非常にあの政策推進室が苦勞してたのかなと思うんだけど、今年度においてどこがなんでそういう風になってるのかがどうしてもわからないんだけど、これについては町長どうお考えなのか聞きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）あの色々と分析をして今あの全体ではないけども、やっぱりそれぞれの部署によって超過勤務が発生してるのは事実でございます。まああの全体として職員数が足りないっていう状況もございますので、まあうちの場合他の町より色んな事業やってるのは御存知かと思えますけども、まあそれぞれあの職員は超勤したくてやってるわけっていうかまあそうせざるえない状況もありますので、まあそれあの議会の皆さんも御理解いただいでですね、あのしっかり仕事はしてるっていうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）鵜野議員、よろしいですか。

○7番（鵜野範之議員）はい、とりあえずいいです。

○議長（渡邊敏昭議長）大沼議員は。

○3番（大沼恒雄議員）できればその870万の中身ですよ。きちっと教えてください。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。全体でのまあもちろん、時間が増えてるっていうな部分になっておりまして、課毎に一応整理はかけてございます。

○3番（大沼恒雄議員）いや、全体でいいですよ。

○総務財政課長（菅原秀史課長）まあそんな中で全部が全部、基本的に時間外につきましては、各課長の方の許可を得て各職員がまあ事前にとり取るところでございますのでありますが、まあここで。

○3番（大沼恒雄議員）手元としてデータは今持ってないってことかい。

○総務財政課長（菅原秀史課長）時間数的な部分ですか。

○3番（大沼恒雄議員）なければいいよ。

○総務財政課長（菅原秀史課長）私の所はまああります。総務財政課で言いますとですね、昨年より300時間ぐらい増えてます。その要因と致しまして、担当課長と致しましてですね、今年度この時期まあ夏の選挙、あとふるさと納税で先ほど前段行政報告にもありましたが、昨年より5千件程多く受け付けています。まあそれに伴います返礼だとか受付作業、まあ等々で増えているっていう風に状況でござい

まして、他の課につきましては私、まあそのような事で理解いただければというように思います。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○3番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第91号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13、議案第92号。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）議案第92号。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開きいただきたいと思います。平成28年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号。平成28年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億330万8千円と定める。2項については省略させていただきます。平成28年12月15日提出、町長名でございます。今回の主な補正内容をご説明致します。まず、歳出におきましては、職員の給与改定等に伴う増額分含めた平成28年度職員人件費の所要額を見込んだ中での減額となっております。もう1点、軽トラックが平成5年車なんですけど、経年劣化したことによりまして走行不能となった為に、軽トラックを購入したいと思い、経費を増額したものでございます。歳入におきましては、老人措置費収入に係ります障がい者加算対象者の退所に伴う事務費の減額、それから入院患者の増加に伴う生活費を減額したものでございます。それでは、詳細

についてご説明致します。5頁目の歳出下段をご覧いただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員の給与改定等に伴う増額と28年度末で見込まれる人件費の所要額を基に減額としたものでございます。給料・手当・共済費合せて255万7千円の減額となっております。18節備品購入費でございますが、経年劣化に伴いまして、走行不能となった軽トラックを購入するもので94万2千円を計上してございます。23節公課費につきましては、軽トラックに係ります自動車の重量税7千円となっております。

次に歳入でございますが、5頁上段をご覧いただきたいと思います。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目老人福祉費負担金ですが、老人措置費の中の障がい者加算という障害者と該当になる利用者の方に対象になる加算分がその方々の退所に伴いまして、事務費が減額するものでございます。また、入院患者さんが昨年に比べまして増加傾向にありまして、生活費日割りの計算になりますが、それらの生活費が減額されるもので、合わせて160万8千円となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。1番、高田議員。

○1番（高田勲議員）はい。1番、高田です。軽トラックなんですけど、まあ平成5年車なんでね、まあ替えてもいいかなと思うんだけど、園長経年劣化、経年劣化って言うけど、経年劣化だったら年度予算入れれるよな。具体的にどこが悪いの。経年劣化だったら当初予算入れれるよね。経年劣化ってそういう事なんですよ。具体的にね、例えばボディ腐ったのか、メンテナンスが悪くてエンジンのオイル入ってなかったのか、ちょっとその辺教えて。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。軽トラックにつきましては、エンジンのシリンダー1番と3番が圧力がかからなくて燃焼できない状態になってしまいまして、もうエンジンを載せ替えないと走れないという状況にありました。エンジン載せ替えることで新車と同じ様に走れるけども、それはあくまでエンジンだけの話であって。という事で、当初予算から入れなかった理由としては乗れるまで乗ろうという考えでいましたので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第92号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議案第93号。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）議案第93号。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第3号の1頁をお開き願います。平成28年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第3号。平成28年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億535万6千円と定める。2項については省略致します。平成28年12月15日提出、町長名でございます。今回の補正の内容をご説明致します。歳出について、本年4月からの適用された職員給与改定による増加分と人事異動による会計間異動に伴う職員人件費の減額、賃金については看護職、看護師が退職したことによる補充者として、1昨年定年退職された方などを雇用したことによる賃金額増額の計上と、施設内の装飾する為カラー印刷を多用したことによる複写機使用料の増額分を計上しております。歳入については、当初予算に見込んでいた平均介護度より要介護が軽減したことによる介護サービスの減額と、短期入所生活報酬については、当初予算食事代の減額者を多く見込んでいましたが、実際の退所・入所の関係を行いましたところ、介護収入と利用者負担金が入れ替わり、増減したことでございます。それでは。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長（森田秀幸園長）ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第93号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(会議時間の延長)

○議長（渡邊敏昭議長）ここで議長より、終了時間の延長についてを宣告致します。本日の会議は、全ての日程が終了するまで延長致したいと思えます。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15、議案第94号。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）議案第94号。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊、平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開き願います。平成28年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第2号。平成28年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,154万2千円と定める。2項については省略致します。平成28年12月15日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長（森田秀幸園長）ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第94号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長） 日程第16、議案第95号。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長） 議案第95号。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。平成28年度沼田町介護保険特別補正予算第2号、1頁をお開きいただきたいと思っております。平成28年度沼田町介護保険特別会計補正予算第2号。平成28年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億210万4千円と定める。2項は省略致します。平成28年12月15日提出、町長名でございます。今回の補正につきましては、職員給与の改正に伴います人件費の補正となっております。5頁をお開き下さい。

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長（黒田美和課長） よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第95号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、議案第96号。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第96号。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、1頁をお開きいただきたいと思っております。平成28年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。平成28年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,816万円と定める。2項は省略致します。平成28年12月15日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第96号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、議案第97号。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）議案第97号。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊の平成2

8年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第3号の1頁をご覧ください。平成28年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第3号。平成28年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,236万8千円と定める。2項は省略させていただきます。平成28年12月15日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長(中野栄治課長)ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第97号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長)日程第19、議案第98号。平成28年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(中野栄治課長)議案第98号。平成28年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成28年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町水道事業会計補正予算第2号の1頁をご覧ください。平成28年度沼田町水道事業会計補正予算第2号。第1条、平成28年度沼田町の水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以上の表につきましての歳入歳出につきましては、後程説明致しますので、省略致します。議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。(1)職員給与費955万5千円。他会計からの補助金。第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。4,127万5千円。平成28年12月15日提出、町長名でございます。本補正の主な内容についてでございますが、道道恵比島旭町

線及び峠下沼田線の改良、北海道で行う電話改良工事が水道配管の移設部分まで及ばなかったことによる配水管移設工事の未執行による減額と、職員の給与改定による給与手当の増額、共済費の町負担割合分が下がったことによる共済費の減額でございます。10頁をご覧ください。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長(中野栄治課長) ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(渡邊敏昭議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第98号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(陳情の審議)

○議長(渡邊敏昭議長) 日程第20、陳情第2号。国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書提出を求める陳情について。及び日程第21、陳情第3号。国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書提出を求める陳情についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第2号及び3号は、会議規則第92条第1項の規定により産建福祉常任委員会に付託し、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊敏昭議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号及び第3号は産建福祉常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第22、陳情第4号。高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書提出を求める陳情についてから、日程第26、陳情

第8号。JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書提出を求める陳情についてまで、5件を一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。それでは、陳情第4号から第8号までを一括して採決致します。お諮り致します。陳情第4号から第8号までの5件は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号から第8号までの5件は採択すべきものと決しました。ここで暫時休憩を致します。

17時04分 休憩

17時05分 再開

（日 程 の 追 加）

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案1件、事務局より意見案5件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第27、議案第99号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。日程第28、意見案第6号。高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）について。日程第29、意見案第7号。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について。日程第30、意見案第8号。大雨災害に関する意見書（案）について。日程第31、意見案第9号。JR北海道への経営支援を求める意見書（案）について。日程第32、意見案第10号。JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書（案）について。以上、6件を日程に追加することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第27、議案第99号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第99号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成28年12月15日提出、町長名でございます。追加提案させ

ていただきました、本改正条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づく改正でございますが、国からの通知が12月2日付であったことから、議案発送日に間に合わず、今回追加提案とさせていただくことをご理解いただきたいと思います。条文の朗読を省略させていただきますして、提案理由を申し上げます。この条例は働きながら育児等がしやすい環境整備を更に進めることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う町条例の改正でございます。改正概要は育児休業の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるものであり、国の改正準則に沿った改正で施行日は平成29年1月1日でございます。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第99号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（意見案の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第28、意見案第6号。高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書（案）についてから日程第32、意見案第10号。JR北海道の鉄道事業の維持存続に向けた意見書（案）についてまでの5件を一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。本案については採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成28年第4回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

17時10分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡 邊 敏 昭

署名議員 小 峯 聡

署名議員 久 保 元 宏